Ｒ８営繕　鳴門総合運動公園　鳴・撫養
野球場改築工事舗装（企育）　（担）

徳島県県土整備部営繕課

AZUSA SEKKEI
Architects,Engineers & Consultants
株式会社 梓設計　関西支社

株式会社 宮建築設計
MIYA Architect's Office

課　長	副課長	課長補佐	課長補佐	係　長	課　員	担　当

【注記】本図以降の図中の工事名は「Ｒ８営繕　鳴門総合運動公園　鳴・撫養　野球場改築工事舗装（企育）（担）」に読み替えるものとする。

図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
G-000	表紙						
G-001	図面リスト						
G-002	営繕工事共通仕様書（１）（２）						
G-003	営繕工事共通仕様書（３）（４）						
G-004	営繕工事共通仕様書（５）（６）						
G-005	建築工事特記仕様書（１）						
G-006	建築工事特記仕様書（２）						
G-007	建築工事特記仕様書（３）						
G-008	建築工事特記仕様書（４）						
G-009	工事区分図						
G-010	公園全体配置図						
G-011	配置図						
G-012	現況図						
G-013	寸法基準図						
G-014	1階平面図（別途工事）						
G-015	仮設計画図（参考）						
G-016	外構計画図（１）						
G-017	外構計画図（２）						
G-018	外構計画図（３）						
G-019	外構計画図（４）						
G-020	外構詳細図（１）						
G-021	外構詳細図（２）						
G-022	外構詳細図（３）						

設計者												法適合確認欄		検証者		設計番号	特　記
一級建築士				一級建築士		一級建築士						設備設計一級建築士				17992	
第298249号				第386121号		第313839号						第6211号					
土生　達哉		山本　匡希		梅垣　大雅		高原　正行						浅山　明		外山　博文			

徳島県県土整備部営繕課

●工事名
Ｒ８営繕 鳴門総合運動公園 鳴・海美 野球場改築工事舗装

●図面名
図面リスト

●図面番号
Ｇ－001

●縮尺

AZUSA SEKKEI
Architects,Engineers & Consultants
株式会社 梓設計　関西支社
一級建築士事務所登録　大阪（ワ）第3234号

株式会社 宮建築設計
MIYA Architect's Office
一級建築士事務所登録　徳島県知事登録第11050号

営繕工事共通仕様書

Ⅰ．工事概要

1.　工事名称

R8営繕　鳴門総合運動公園　鳴・撫養　野球場改築工事舗装（企育）（担）

2.　工事場所

鳴門市撫養町立岩四枚61番地

3.　建物概要

建物名称	鳴門総合運動公園野球場「オロナミンC球場」
構造・規模	RC造一部S造　地上4階・地下0階
敷地面積	261,079.98㎡
延床面積	19,413.67㎡
消防法施行例別表第1の区分	1項イ

4.　工事種目

種目	工事概要
舗装工事	舗装工事一式

5.　猛暑を考慮した工期

猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

①　作業不能日数：　　1 日間

②　観測地点：環境省が公表する四国地方_徳島_　　徳島　　地点

③　気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する四国地方_徳島_　　徳島　　地点における WBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が①の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

④　作業不能日数の計算は「営繕工事における猛暑および熱中症対策に係る試行要領（案）」による。

6.　その他

本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について（令和4.12.9建設第686号）に基づく特例措置の対象工事である。

Ⅱ．営繕工事共通仕様書

1.　適用基準

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）　令和7年版（以下「標仕」という。）
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）　令和7年版
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）　令和7年版
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）　令和7年版（以下「改標仕」という。）
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）　令和7年版
- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）　令和7年版
- 木造建築工事標準仕様書　令和7年版
- 建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説　令和5年版
- 建築工事標準詳細図　令和4年版（以下「標準図」という。）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）　令和7年版
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）　令和7年版
- 敷地調査共通仕様書　令和4年版

また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。

- 建築工事監理指針　令和7年版（以下「監理指針」という。）
- 建築改修工事監理指針　令和7年版
- 電気設備工事監理指針　令和7年版
- 機械設備工事監理指針　令和7年版

2.　優先順位

設計図書の優先順位は、次の順とする。

①　質問回答書（②から⑤に対するもの）
②　補足説明書
③　特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む）
④　図面
⑤　公共建築工事標準仕様書等

3.　工事実績データの登録

①　受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。

受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

- 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
- しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
- 訂正時は、適宜とする。
  なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

②　受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。
なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

4.　工程表

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。

5.　工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。
なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日）をいう。

6.　施工計画書等

①　施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。
②　上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
③　施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

7.　下請負人の選定

①　受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。

②　受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）

③　受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

8.　施工体制台帳及び施工体系図

①　施工体制台帳の作成
受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。

②　施工体系図の作成及び掲示
受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施 工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

③　警備業者の記載
受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

④　運搬業者の記載
受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

⑤　施工体制台帳及び施工体系図の提出
受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。

⑥　再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示
受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

9.　電気保安技術者等

①　電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
- 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
- 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。

②　工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

10.　施工中の安全確保

①　工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。
②　工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。
③　工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと
④　工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建経発第3号、平成14年5月30日改正）その他関係法令に従い適切に処理すること。
⑤　受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
⑥　地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。
⑦　受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
⑧　受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。
⑨　受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。
⑩　受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。
⑪　受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。
⑫　休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。
⑬　受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
⑭　受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
⑮　仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
⑯　上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。
⑰　受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。
⑱　作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。
⑲　既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。
⑳　事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。
㉑　給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。
㉒　受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

11.　撤去時の資機材残置の防止

足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。

12.　交通安全管理

①　輸送災害の防止
受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。

② 過積載による違法運行の防止
受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。
・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと
・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと
・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある

13．発生材の処理等
① 発生材の処理等は、次により適正に行う。
1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。
4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。
5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。
6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。
② アスベスト
1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。
既存の分析調査結果の貸与　（　あり　・　なし　）
2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び関係法令により行うこと。
・事前調査は、次の者が行うこと。
（1）建築物：建築物石綿含有建材調査者（特定、一般）又はこれと同等の能力を有する者（※）
（2）工作物：下表のとおり

対象となる工作物		事前調査を実施することができる者（下記のいずれか）
・反応槽 ・加熱炉 ・ボイラー及び圧力容器 ・変電設備 ・配電設備 ・配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）	・焼却設備 ・貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。） ・発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。） ・送電設備（ケーブルを含む。）	・工作物石綿事前調査者
・トンネルの天井板 ・プラットホームの上家 ・遮音壁 ・観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）	・煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。） ・軽量盛土保護パネル ・鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板	・工作物石綿事前調査者 ・建築物石綿含有建材調査者（特定、一般） ・これと同等の能力を有する者（※）
・上記以外の工作物（塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。）		

※同等の能力を有する者とは、（一社）日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたものをいう。
・発注者の指示により、分析によるアスベスト調査を行う場合の費用については、監督員との協議による。
その場合の分析方法は、JIS A 1481-1によること。
・結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。
・調査結果は3年間保存すること。
・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。
3) 表示、掲示は次のとおり行うこと。
・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。
③ 建設リサイクル法通知済証の掲示
受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
④ 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。
1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第9条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターのコプリス・プラスにより再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。
2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第8条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、コプリス・プラスにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。
3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。
4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。
5) 受注者は、工事完了後速やかにコプリス・プラスにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。
6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。
7) 受注者は、コプリス・プラスの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。
⑤ 受領書の交付
受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。
⑥ 再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等
受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。
⑦ 建設発生土の運搬を行う者に対する通知
受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載 がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

⑧ 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等
受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。
また、その受領書の写しを工事完成後5年間保存しなければならない。
⑨ 建設発生土の最終搬出先の記録・保存
受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画書に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記録した書面を作成し、保存すること。さらに、他の搬出先へ搬出されたときも同様である。
ただし、以下の(1)～(3)に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。
（1） 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）
（2） 他の建設現場で利用する場合
（3） ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード

14．材料・製品等
① 本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。
② 受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。
③ 県産木材の原則使用
1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。
（a） 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材
（b） (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材
3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。
4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証 証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。
5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難い場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。
④ 製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月 1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。
⑤ 標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。
⑥ 県内産資材の原則使用
1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

県内産資材（次のいずれかに該当するもの）
・材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品
・徳島県内の工場で加工、製造された製品
（注）　・部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。
・県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。
・公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。

⑦ 県内企業調達建材等の優先使用
受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下、「県内企業調達建材等」という。）を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。
なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。
⑧ 県内産再生砕石の原則使用
受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。
⑨ アスファルト舗装の材料
受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。
⑩ 認定リサイクル製品の使用
受注者は、「徳島県リサイクル認定制度」に基づく徳島県認定リサイクル製品の使用を積極的に推進するものとする。
徳島県認定リサイクル製品を使用した場合、受注者は工事完了までに「徳島県認定リサイクル製品等使用実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。

15．化学物質を発散する建築材料等
本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①から⑤を満たすものとする。
① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
② 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
③ 接着剤は、フタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
④ 塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
⑤ ①、③及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

16．施工
① 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。
② 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。
③ 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。
④ 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。
⑤ 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。
⑥ 設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。
⑦ 試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。

17．建設機械等

① 排出ガス対策型建設機械

受注者は、工事の施工にあたり次表に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正 平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環り第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

ただし、排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。

機　　種	備　　考
・バックホウ ・ホイルローダ ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ラフテレーンクレーン ・油圧ユニット（次に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、パイブロハンマ、油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

② 低騒音・低振動型建設機械

受注者は、工事の施工にあたり次表に示す建設機械を使用する場合は、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。

なお、騒音振動対策は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）に従って実施するとともに、騒音規制法、徳島県生活環境保全条例等の関係法令を遵守しなければならない。

機　　種		
・ブルドーザー	・さく岩機（コンクリートブレーカー）	・クローラークレーン、トラッククレーン、ホイールクレーン
・バックホウ（※）	・ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー	・油圧式杭抜き機、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機
・ドラグライン、クラムシェル	・コンクリートポンプ（車）	
・トラクターショベル	・コンクリート圧砕機	
・パイブロハンマー（※）	・アスファルトフィニッシャー	（※）印の機械は低振動基準有
・アースオーガー	・コンクリートカッター	
・オイルケーシング掘削機	・空気圧縮機	
・アースドリル	・発動発電機	

③ 特定自主検査

本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。

④ 不正軽油の使用禁止

受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和 25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。

また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

18．遠隔臨場の試行

① 受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。

② 受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。

19．工事看板等

① 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。

② 受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了までに「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。

③ 受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。

・区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事

・当初請負金額が200万円未満の工事

20．仮設トイレ

受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。

① 当初請負対象金額（設計金額）1千万円未満の工事

原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（洋式トイレ）」を設置しなければならない。

② 当初請負対象金額（設計金額）1千万円以上3千万円未満の工事

原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。

③ 当初請負対象金額（設計金額）3千万円以上の工事

原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。

受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

（注）洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。

（注）快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

21．設計変更箇所確認

設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

22．工事検査及び技術検査

① 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	―	1回
3千万円以上5千万円未満	―	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

（注）低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。

（注）一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。

② 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、締結後速やかに監督員と協議すること。

③ 中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。

④ 基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間を実施する。

⑤ 外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施にて監督員と協議すること。

23．完成図等

① 電子納品：対象

② 受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」とすること。

③ 提出書類

・竣工図（製本3部、電子データ2部）（サイズ：監督員の指示による）

・工事写真（電子データ2部）

・使用材料一覧表（竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部）

・保全に関する資料

・その他監督員が指示する図書（必要部数）

④ しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びリジナル形式をCD-R等に保存する。

⑤ 工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真で的確に確認できること。

⑥ 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。

⑦ 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。

⑧ 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。

24．デジタル工事写真の小黒板情報電子化

受注者は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について」に基づき、実施することができる。

25．火災保険

本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条）

① 対象物

工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。

② 付保除外工事

次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。

・杭及び基礎工事　・コンクリート躯体工事　・屋外付帯工事　・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）

③ 付保する時期及び金額

鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。

④ 保険終期

工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。

⑤ その他

・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。

・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

26．公共事業労務費調査

① 当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

② 調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

③ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用し ている現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。

④ 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

27．暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除

① 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（②に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。

② 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けしなければならない。

③ 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

④ 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合 は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

⑤ 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

⑥ 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

28 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

29 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

① 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材(以下、「調達検討資材」)の調達に必要となる経費(以下、「別途調達経費」)について、設計変更を行う対象工事である。

② 調達検討資材は、次の資材を想定している。これにより難い場合は、監督員等と協議するものとする。

資材名	仕様・規格

③ 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督員等と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ﾌｧｸｼﾐﾘ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

(1)調達検討資材の代替資材を調達した場合
(2)調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
(3)調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む)

④ 受注者は、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

Ⅰ. 設 計 概 要

一般事項

建物名称	鳴門総合運動公園野球場「オロナミンC球場」	所在地	鳴門市撫養町立岩四枚61番地
建築主	徳島県	用途	観覧場（野球場）
工事種目	⊙新築 ・増築 ・改築 ・改修 ・その他（ ）		
用途地域	準工業地域	防火地域	法22条地域
その他の地域地区	⊙都市公園		
建ぺい率	60 %	容積率	200 %
工期	着工：令和 年 月 日 ── 竣工：令和 年 月 日		
概成工期	着工：令和 年 月 日 ── 竣工：令和 年 月 日		

建築概要

敷地面積	261,079.98 ㎡		
建築面積	11,034.66 ㎡	建ぺい率	%
延べ床面積	19,413.67 ㎡	容積率	%
容積率対象床面積	19,413.67 ㎡	容積対象外床面積	㎡
道路種別	北、西：県道、東：市道、南：市道	道路幅員	北、西：16m、東：16m、南：12.9m
敷地状況			

棟別概要

棟名	① 内野スタンド	② ブリッジ	③
階数	地上4階	地上2階	
軒高	31.16m	4.60m	
最高の高さ	31.42m	5.98m	
基礎下端			
構造種別	RC造一部S造 ⊙耐震構造・免震構造	S造 ⊙耐震構造・免震構造	・耐震構造・免震構造
地業	杭基礎(既製コンクリート杭)	杭基礎(既製コンクリート杭)	
建築面積	8,187.93 ㎡	75.87 ㎡	

各階床面積

	構造制限	消防法別表1（普通・無窓）	消防法別表1（普通・無窓）	消防法別表1（普通・無窓）
		⊙耐火 ・準耐火 ・制限無	・耐火 ・準耐火 ⊙制限無	・耐火 ・準耐火 ・制限無
階		㎡	㎡	㎡
階		㎡	㎡	㎡
階		㎡	㎡	㎡
階		㎡	㎡	㎡
階		㎡	㎡	㎡
階		㎡	㎡	㎡
階		㎡	㎡	㎡
階		㎡	㎡	㎡
階		㎡	㎡	㎡
4 階		3,611.27 ㎡	㎡	㎡
3 階		4,322.56 ㎡	㎡	㎡
2 階		4,750.78 ㎡	0.00 ㎡	㎡
1 階		6,732.06 ㎡	0.00 ㎡	㎡
合計		19,413.67 ㎡	0.00 ㎡	㎡

外部仕上げ	仕上げ表による
内部仕上げ	仕上げ表による

注：以下、⊙ のついたものを適用する。

設備概要

電気設備

方式	設備概要
受電設備	⊙ 3φ 3W 6,600 V 60 Hz ・屋内形 ⊙屋外形(既存受変電設備を利用)
発電設備	⊙ 3φ 3W 600 V 60 Hz
	⊙ディーゼル機関 ・ガスタービン (⊙キュービクル形 ・開放形 ・)
電力貯蔵設備	・直流電源装置 (・鉛 ・アルカリ)
	・交流無停電電源装置 (・鉛 ・アルカリ)
幹線設備	⊙動力 (3φ 3W 210V) ⊙電灯 (1φ 3W 210V/105V)
通信・情報設備	⊙構内情報通信網設備 (⊙配管 ・ｹｰﾌﾞﾙ ・ﾈｯﾄﾜｰｸ機器) ・構内交換設備(・ﾃﾞｼﾞﾀﾙPBX ・VoIP)
	⊙情報表示設備(・マルチサイン装置 ・出退表示装置 ⊙時刻表示装置) ⊙映像音響設備
	⊙拡声設備 (・業務用 ・非常用 ⊙兼務用非常用兼用 Ⅱ 回線)
	⊙誘導支援設備 ⊙音声誘導装置 ⊙インターホン (・保守用 ⊙外部受付用 ・)
	⊙トイレ等呼出装置 ・受付呼出装置
	⊙テレビ共同受信設備 (・UHF ・BS ・CS ・110°CS ・124・128°CS) ⊙CATV
	・テレビ電波障害防除設備 ⊙監視カメラ設備 (・アナログ伝送・ネットワーク伝送・配管)
	・駐車場管制設備 ・防犯・入退室管理設備 (・防犯装置 ・入退室管理装置)
自動火災報知設備	⊙型 級 回線 (・単独 ・複合) ⊙自動閉鎖装置 ・ｶﾞｽ漏れ
雷保護設備	・JIS A4201-1992 ⊙JIS A4201-2003(・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ⊙Ⅳ) ・受雷部(・笠木 ・突針 ⊙棟上導体)
警報監視制御設備	・警報盤 ・簡易型監視制御装置 ⊙監視制御装置

給排水衛生設備

上水供給方式	⊙水道直結式・増圧給水方式・高置水槽式 ⊙加圧ポンプ式(既存受水槽・ポンプを利用)
雑用水(散水)	・水洗 (・処理水 ・雨水 ⊙工水) ・供給方法 (・高置水槽式⊙加圧ポンプ式・)
給湯方式	・中央 (・貯湯式・瞬間式 ・ガス・電気) ⊙個別式 (⊙貯湯式・瞬間式)(⊙ガス ⊙電気)
排水方式	・直接放流 ⊙浄化槽 ⊙屋内 (・分流式⊙合流式) ⊙屋外 (⊙分流式・合流式)
消火設備	⊙屋内消火栓・屋外消火栓⊙スプリンクラー・不活性ガス・泡消火・連結送水管・
ガス設備	・都市ガス ⊙液化石油ガス (⊙ボンベ・バルク)

空気調和設備

エネルギー	⊙電気 ・ガス (・都市 ・液化石油ガス) ・油 (・重油 ・灯油) ・廃熱利用
熱源方式	・中央熱源 ⊙個別空調 ・地域熱源
熱源機器	・冷凍機 ・ボイラー (温水発生器含) ・ヒートポンプ冷凍機 ・冷温水発生機
	・蓄熱槽 ・氷蓄熱ユニット ・コジェネレーション ⊙空冷ヒートポンプエアコン
配管方式	・冷温水配管 (・2管式 ・4管式) ⊙冷媒配管 (⊙2管式 ⊙3管式)
空調ｼｽﾃﾑ方式	・単一ダクト ・単一ダクト＋ファンコイルユニット ・ファンコイルユニット
	・パッケージ形空調機 (床置) ⊙空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞ (⊙マルチタイプ⊙セパレート)
	・ガスエンジンヒートポンプユニット ・氷蓄熱ヒートポンプユニット ・小型水熱源ヒートポンプユニット
換気方式	・中央 ⊙個別 ⊙第1種 ⊙第2種 ⊙第3種 ・自然換気システム
排煙方式	⊙自然 ・機械 ⊙告示免除 ⊙避難安全検証法
自動制御	・電気 ⊙電子 (・デジタル調節器) ⊙デジタル (・DDC、中央監視装置)

昇降機設備

エレベーター	・乗用 ⊙車椅子兼用 ・荷物用(1,750kg) ・ 26人乗 ・ 60m／分 ・ 1台
	・乗用 ・車椅子兼用 ・荷物用(kg) ・ 人乗 ・ m／分 ・ 台
非常用エレベーター	・ 人乗 ・ m／分 ・ 台
エスカレーター	・ ・幅 mm ・ 基

機械駐車設備

乗り入れ方式	・
適用車種（収容台数）	・大型車用（ 台） ・中型車用（ 台） ・中小型車用（ 台）

注：以下、記入値及び ※，⊙のついたものを適用する。

設計気象条件

外気温湿度	夏： 34.6 ℃、 56.8 % 冬： 1.7 ℃、 62.1 %
積雪量	42 cm (kg／㎡・cm) 多雪区域の指定 ・指定あり ⊙指定なし
凍結深度	cm
最多降水量	32 mm／10min
風向	年間最多： 西北西 冬： 西北西
風圧力	建築基準法に基づき定められた風速(Vo)： 36 m／s 地表面粗度区分： ・Ⅰ ・Ⅱ ⊙Ⅲ ・Ⅳ

耐風性能性能分類

耐風性能分類（「官庁施設の基本的性能基準」に準ずる）(W：風圧力，再現期間)

構造体	・Ⅰ(1.3W,200年) ⊙Ⅱ(1.15W,100年) ※Ⅲ(1.0W,50年：建基法)・
建築非構造部材	・Ⅰ(1.3W,200年) ※Ⅱ(1.15W,100年) ・Ⅲ(1.0W,50年：建基法)・
建築設備	・Ⅰ(1.3W,200年) ※Ⅱ(1.15W,100年) ・Ⅲ(1.0W,50年：建基法)・
その他	・風洞実験による ・時刻歴応答解析による ・

騒音規制

	昼間	朝・夕	夜間
第3種地域	65 dB以下	60 dB以下	55 dB以下
第 種地域	昼間 dB以下	朝・夕 dB以下	夜間 dB以下

耐震安全性の分類他

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（令和3年版）」耐震安全性の分類に準ずる

施設分類等	建物(棟名) ① 内野ｽﾀﾝﾄﾞ	② ブリッジ	③
構造体	・Ⅰ⊙Ⅱ・Ⅲ	・Ⅰ⊙Ⅱ・Ⅲ	・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ
建築非構造部材	⊙A ・B	⊙A ・B	・A ・B
建築設備	・甲 ⊙乙	・甲 ⊙乙	・甲 ・乙
	・特定 ⊙一般	・特定 ・一般	・特定 ・一般
エレベーターの耐震クラス	⊙S ・A	・S ・A	・S ・A
エスカレーターの耐震処置	・	・	・

※ 昇降機の耐震処置は「昇降機技術基準の解説」2016年版による

設計水平震度

※耐震構造の水平震度は以下による

建築非構造部材の水平震度は下表による

分類	上層階、屋上及び塔屋	中間階	1階及び地階
A類の外部及び特定室	1.0	1.0	0.6
B類及びA類の一般室	1.0	0.6	0.4

建築設備の水平震度は下表による

イ 重要機器(水槽類を除く，防振支持の機器については，括弧内の数字)

分類	上層階、屋上及び塔屋	中間階	1階及び地階
特定	2.0 (2.0)	1.5 (1.5)	1.0 (1.0)
一般	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)

ロ 一般機器(水槽類を除く，防振支持の機器については，括弧内の数字)

分類	上層階、屋上及び塔屋	中間階	1階及び地階
特定	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)
一般	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)

ハ 重要水槽

分類	上層階、屋上及び塔屋	中間階	1階及び地階
特定	2.0	1.5	1.5
一般	1.5	1.0	1.0

ニ 一般水槽

分類	上層階、屋上及び塔屋	中間階	1階及び地階
特定	1.5	1.0	1.0
一般	1.0	0.6	0.6

■注意事項

①建築非構造部材の定義

1.外壁及びその仕上げ
2.建具及びガラス
3.間仕切り及び内装材
4.天井及び床材
5.屋根材
6.造り付けの家具及び事務機器類
7.外構その他

②特定室の定義

活動拠点室、活動支援室、活動通路、活動上重要な設備室、危険物を貯蔵又は使用する室等をいう。

③建築設備の重要機器等の指定は、電気・機械設備工事特記仕様書による。

④鉛直震度は各々の水平震度の1/2とする。

場所		建物(棟名) ① 内野スタンド	② ブリッジ	③
上層階、屋上及び塔屋	上層階の定義 ・2～6階建の場合は最上階 ・7～9階建の場合は上層2階 ・10～12階建の場合は上層3階 ・13階建以上の場合は上層4階	屋上及び塔屋 4階 ～ 階	屋上及び塔屋 階 ～ 階	屋上及び塔屋 階 ～ 階
中間階	地階、1階と上層階を除く階 但し、1階＝1階の床面を除く1階	3階 ～ 2階	階 ～ 階	階 ～ 階
1階及び地階	地階 但し、1階＝1階の床面	1階及び地階	1階及び地階	1階及び地階

Ⅱ. 工 事 発 注 形 態

・建築事項は4工区（1工区：パックネット裏スタンド、2工区：1塁側スタンド、3工区：3塁側スタンド、ブリッジ、4工区：屋根）に分割
・電気設備工事 ・機械設備工事は2工区に分割（管工事、空調工事） ・外構工事 ・舗装工事
・大型映像装置改修工事 ・浄化槽改修工事 ・屋外管工事

Ⅲ. 工 事 区 分

注：該当項目は番号に◯印の付いたものを適用する。区分は⊙印か、※印のない場合は※印のついたものを適用する。

分類	項目	建築	電気	空調	管	映像	浄化槽	外構	別途
1 共通	(1) 工事用電力、上下水道、ガス引込み工事（引込み負担金を含む）	※							
	(2) 工事用電力、上下水道、ガス使用料金（基本料金を含む）	※	※	※	※	※	※	※	
	(3) 本設電力引込み工事		※						
	(4) 本上水引込み工事				※				
	(5) 本下水引込み工事				※				
	(6) 本設ガス引込み工事				※				
	(7) 本設電力引込み負担金		・						※
	(8) 本設上水引込み負担金				・				※
	(9) 本設下水引込み負担金				・				※
	(10) 本設ガス引込み負担金				・				※
	(11) 本設受電後引き渡し金の基本料金	※	※	※	※	※	※	※	・
	本設受電後引き渡し金の使用料金	※	※	※	※	※	※		
	(12) 本設後引き渡し金の上水基本料金	※	※	※	※	※	※	・	・
	本設後引き渡し金の上水使用料金	※	※	※	※	※	※		
	(13) 本設後引き渡し金の下水基本料金	※	※	※	※	※	※	・	・
	本設後引き渡し金の下水使用料金	※	※	※	※	※	※		
	(14) 本設後引き渡し金のガス基本料金	※	※	※	※	※	※	・	・
	本設後引き渡し金のガス使用料金	※	※	※	※	※	※		
	(15) 本設電話引込み工事	※	※						
	(16) 本設電話引込み負担金		・						※
	(17) 工事上の各種申請、届出費用	※	※	※	※	※	※	※	
	(18) 既存上下水道、ガス管の撤去及び手続き（届出費用を含む）				⊙				
	(19) 工事施工に関する電波障害調査	⊙							
	(20) 工事施工に関する電波障害対策工事	⊙							
2 機械基礎	(1) 大規模な機器類の基礎の製作及び設置	※	・	・	・	・	・		
	(2) 同上アンカーボルトの箱入れ、埋込み設置	・	※	※	※	※	※		
	(3) 小規模な機器類の基礎や架台の製作及び設置	・	※	※	※	※	※		
	(4) 外灯基礎の製作及び設置							※	
	(5) 設備機器類の取付け用インサート及び吊りボルトの製作及び設置		※	※	※	※	※		
	(6) S造の設備機器類吊り下げ用取付け金物の製作及び設置	※							

分類	項目	建築	電気	空調	管	映像	浄化槽	外構	別途
3 躯体貫通	(1) 地中梁の連通管、通気管及び人通孔の製作、設置及び補強	※					※		
	(2) 地下室等の二重壁内の水抜き管の製作及び設置	※					※		
	(3) S、SRC造梁貫通鋼管スリーブの製作、設置及び補強	※					※		
	(4) RC造梁貫通スリーブの製作及び設置	※	※	※	※	※	※		
	(5) 同上補強	※					※		
	(6) 床や壁の貫通及び半貫通部分のスリーブ、箱等の製作及び設置	※	※	※	※	※	※		
	(7) 同上補強	※					※		
	(8) 各貫通穴あけ箇所の空隙充填及び補修	※	※	※	※	※	※	※	
	(9) 梁貫通予備スリーブの孔蓋の製作、設置及び耐火被覆	※	・	・	・	・	※		
	(10) 防火区画、排煙区画床、壁貫通部処理	※	※	※	※	※	※		
4 躯体以外の開口・貫通	(1) 工場製作の床パネル、間仕切り壁類の開口、取付け枠の製作、設置及び補強	※					※		
	(2) 現場製作の床、間仕切り壁類の開口、取付け枠の製作、設置及び補強	※	※	※	※	※	※		
	(3) 間仕切り壁開口部の空隙充填及び補修	※	※	※	※	※	※		
	(4) 天井付各種機器類の取付け用の開口、取付け枠の製作、設置及び補強（吹出口、吸込口等を含む）	※					※		
	(5) 床や壁の直付け各種器具類の取付け枠の製作、設置及び補強	※	※	※	※	※	※		
	(6) ブロック、れんがへの設備機器取付け用開口、取付け枠の製作、設置及び補強	※					※		
	(7) ALC版、押出し成形セメント板、PC版類の設備機器取付け用開口、取付け枠の製作、設置及び補強	※					※		
	(8) 床や壁の石材面の設備機器取付け用開口の製作	※					※		
5 ピット・マンホール・水槽等	(1) 清水槽、蓄熱槽等の各種水槽の躯体断熱層、内外の防水及び仕上げ	※					※		
	(2) 同上マンホール蓋及びタラップの設置	※					※		
	(3) 屋内の排水溝、配管ピット及び配線ピットの内外の防水及び仕上げ	※					※		
	(4) 同上付属蓋類の設置	※	・	・	・		※		
	(5) 同上内設備配管類の架台の製作及び設置		※	※	※	※			
	(6) 屋内の電気引込み用マンホール及びタラップの設置	※					※		
	(7) 電気設備用ハンドホール及びマンホール蓋の設置		※						
	(8) 屋内マンホールの躯体、錆鉄蓋及び化粧蓋の設置	※	※				※		
	(9) 屋外マンホールの躯体、錆鉄蓋の設置	※	※	※	※		※		
	(10) 屋外マンホールの化粧蓋の設置	※	※	※	※		※		
	(11) 同上化粧蓋の仕上	※					※		
	(12) 浄化槽の躯体、内外防水及び仕上げ						※		
	(13) 同上用マンホール蓋及びタラップの設置						※		
	(14) 浄化槽の内外装置の設置						※		
	(15) 清水槽、蓄熱槽等用液面電極取付け座の設置		※	※	※				
	(16) 同上用各種満減水警報、液面電極棒取付け		※		※				
	(17) 同上用電気配管配線		※						
	(18) 汚水中継槽(建物内)の躯体、内外防水及び仕上、マンホール蓋及びタラップの設置	⊙							
	(19) 同上用内のポンプ・配管の設置				⊙				
6 点検口・ガラリ	(1) 設備機器及び配管配線用の床、壁及び天井の点検口の製作及び設置	※	・	・	・		※		
	(2) 外壁に取りつく給排気用ガラリの製作及び配置（接続用アングル、防鳥ネットを含む）	※		・			※		
	(3) 同上外壁ガラリのウェザーカバー及びチャンバーの製作及び設置	・		※			※		
	(4) 内壁等に取りつく吹出口、吸込口のガラリ等の製作及び設置			※			※		
	(5) 同上化粧用特殊ガラリの製作及び設置	※					※		
	(6) 各室建具ガラリの製作及び設置	※				※			
7 雨水排水工事	(1) ルーフドレイン類、軒樋及び縦どいの設置	※							
	(2) 同上凍結防止ヒーター装置の設置		※						
	(3) 同上縦どいの第一桝への配管接続	※			・				
	(4) 同上第一桝の製作及び設置	※			・				
	(5) 雨水利用時、貯留槽への流入配管接続	※			・				
	(6) 同上貯留槽への流入遮断弁の設置	・			・				
	(7) 同上貯留槽からのオーバーフロー管の設置	・			・				
	(8) 同上貯留槽以降の雨水利用設備				※				
8 便所・浴室・湯沸室等	(1) 流し台、ガス台、戸棚及びフードの製作及び設置	※			・				
	(2) 同上給排水管及び排水金物の接続				※				
	(3) 同上フードへのダクト接続			※	・				
	(4) 洗面化粧台の製作及び設置	※			・				
	(5) 同上給排水管接続				※				
	(6) 同上陶製洗面器の設置				※				
	(7) 既製浴槽の設置	※							
	(8) ユニットバス・ユニットシャワー類の設置	※							
	(9) 同上給排水管接続				※				
	(10) 同上ダクト接続			※					
	(11) 同上一次側電気配管配線		※						
	(12) 既製化粧鏡の設置	※							
	(13) 特注化粧鏡の設置	※			・				
	(14) 大便器等水平区画の耐火区画の製作及び設置				※				
	(15) 手すり、ベビーベット、ベビーチェア	※							
	(16) ペーパーホルダー、ジェットタオル、オストメイト(ﾗｲﾆﾝｸﾞを含む)					⊙			
	(17) 多機能トイレのトイレパック一式					⊙			
9 防火設備（防火戸等）	(1) 防火（煙）シャッターの製作・設置及び自動閉鎖装置の製作及び設置	※							
	(2) 同上用連動制御器と感知器との製作と設置及び配管、配線工事		※						
	(3) 防火戸の扉、枠の製作・設置（自動閉鎖装置用切り込み補強共）	※							
	(4) 同上用自動閉鎖装置、連動制御器及び感知器の製作と設置及び配管、配線工事		※						
	(5) 可動式防煙壁の製作・設置及び自動降下装置緩衝装置の製作及び設置	※							
	(6) 同上用連動制御器、感知器の製作・設置及び配管配線工事		※						
	(7) 電動式排煙窓の開放装置の製作、設置及び二次側配管配線工事	※							
	(8) セキュリティー区画等に用いる扉の配管配線用ボックスの製作及び設置	※							
	(9) 同上用配管工事		※						
	(10) 同上用配線及び装置の製作及び設置		・						※
	(11) 防火区画、排煙区画床、壁貫通部処理	※	※	※	※				
	(12) 機械排煙口、排煙ダンパーの製作・設置及び手動開閉装置の製作及び設置	・		※					
	(13) 同上用配管、配線工事（受信機～機械排煙口）		※						
	(14) 同上用配管、配線工事（機械排煙口～手動開閉装置）			※					
	(15) 防煙ダンパーの製作、設置及び自動閉鎖装置の製作及び設置			※					
	(16) 同上用連動制御器、感知器の製作、設置及び配管配線工事		※						
	(17) 消火栓及び消火器一体型消火栓の製作及び設置				⊙				

分類	項目	建築	電気	空調	衛生	映像	浄化槽	外構	別途
10 設備工事等	(1) 自家発電設備用オイルタンク及びサービスタンク迄の油配管工事		※	・	・				
	(2) サービスタンク用防油堤躯体及び仕上げ	※							
	(3) 自家発電設備用一次側給排水配管工事				※				
	(4) 自家発電運転用給排気設備工事		※	・					
	(5) ユニットバス・ユニットシャワーの換気扇の設置	・	・	※					
	(6) 一般換気扇の設置	・	・	※					
	(7) 同上用の取付枠の製作及び設置	※	・	・	・				
	(8) 機器類付属制御盤とその二次側配管配線工事			※	※	※			
	(9) 自動制御などの現場盤への電源接続		※						
	(10) 設備用機器、付属制御盤への電源接続及び接地工事		※						
	11. 生産設備用機器、付属制御盤などの取付及び二次側配管配線工事								※
	(12) 電動ブラインド、電動カーテン、電動シャッター、自動ドアなどの制御盤及び二次側配管配線工事	※							
	13. ガス漏れ警報設備		※						
	(14) 制御用の電極棒の設置		・	※	・				
	(15) 制御用のフロートスイッチの設置		・	・	※				
	16. 光天井などの照明器具用箱付及び下面仕上材料（ルーバー等）の設置	※							
11 昇降機	1. 機械室の床開口設置及び補強	※							
	(2) 機械室の床配管ピット及び蓋の製作及び設置	⊙							
	(3) 巻揚機周囲のチェッカープレートの製作及び設置	⊙							
	(4) 昇降路内ピットの防水、集水桝及び点検用タラップの製作及び設置	※							
	(5) 各階出入り口開口の設置及び補強	※							
	(6) 出入り口三方枠取付け用下地鉄骨の設置	⊙							
	(7) 出入り口扉三方枠の製作及び設置	⊙							
	(8) 三方枠取付けと枠廻り空隙の充填及び補修	⊙							
	(9) 軌条、中間ビーム、ブラケット等昇降路内の鋼製部材一式の製作及び設置	⊙							
	(10) 9のうち中間ビームの製作及び設置	⊙							
	(11) 9のうち軌条取付け用下地鉄骨の製作及び設置	⊙							
	(12) 機械室天井フックの製作及び設置	※							
	(13) ホール押し釦、インジケーター、鋼索等の躯体開口の設置及び補強	※							
	(14) 昇降路、ピット内の保守用コンセントの設置		※						
	(15) 昇降路外の遠方操作又は警報監視インターホン用配管配線工事		※						
	(16) 遠方操作盤、警報監視盤及インターホンの設置及び調整（監視盤DC電源共）	⊙							
	(17) 一次側電源供給工事		※						
	(18) 機械室内非常電源と商用電源切替え開閉装置の製作及び設置	⊙							
	(19) 同上インターホン本体及び取り付け	⊙							
12 機械駐車設備	1. 機器類設置用フックの製作								
	2. 機器類設置用フックの設置	※							
	3. ターンテーブルピット内の防水と仕上げ	※							
	4. ターンテーブルピット内の排水管工事	※							
	5. 一次側電源供給工事		※						
	6. 非常用電源設備工事（バッテリー）								
	7. 消火設備工事								
	8. カーブミラーの製作及び設置	※							
13 外構関係	(1) 外構範囲の整地、舗装、マーキング工事							※	
	(2) 外構範囲の雨水排水設備（桝、配管等）							※	
	3. 外構範囲の雨水排水抑制設備、調整池工事							※	
	(4) 外構範囲の汚水・雑排水設備工事(桝、配管)				※				
	(5) 外灯設備、弱電設備（ITVその他）の配線工事		※						
	(6) 外灯設備、弱電設備（ITVその他）の基礎工事		※						
	(7) 外灯設備、弱電設備（ITVその他）の埋設配管		※						
	(8) 外構範囲の散水栓設備（埋設管含む）				※				
	(9) 外構範囲のサイン工事（基礎含む）	※							
	(10) 上記サイン工事までの電気設備工事		※						
	11. 門扉設置工事（基礎含む）	※							
	(12) 先行土木工事部分の仕上げ復旧工事							※	
14 太陽光	(1) 太陽電池アレイの製作及び設置					⊙			
	(2) 接続箱の製作及び設置					⊙			
	(3) 太陽電池アレイ架台の製作及び設置					⊙			
	(4) パワーコンディショナー及び系統連係保護装置の製作及び設置					⊙			
	(5) データ計測装置の製作及び設置					⊙			
	(6) 表示装置の製作及び設置					⊙			
	(7) 日射計・気温計の製作及び設置					⊙			
	(8) 電気配線・配管工事（太陽電池アレイ～接続箱）					⊙			
	(9) 電気配線・配管工事（接続箱～パワーコンディショナー）					⊙			
	(10) 電気配線・配管工事（パワーコンディショナー～データ計測装置・日射計・気温計・表示装置・受電設備等）					⊙			
15 その他	(1) 屋外記置場等のネットフェンスの設置	※	・						
	(2) 消火器の設置（諸官庁手続き共）	・							※
	(3) 同上設置用ボックス	※							
	(4) 手動ブラインド	⊙							
	(5) 同上ボックス、レールの製作及び設置	⊙							
	(6) 家具、什器、備品(建物に固定しないもの)								※
	(7) スポーツ備品、器具、選手ロッカー								※
	(8) 洗面カウンター、シャワーブース、トイレブース	⊙							
	(9) スライディングウォール	⊙							
	(10) 調乳シンク	⊙							
	(11) カーテン								⊙

注：該当項目は番号に◯印の付いたものを適用する。区分は⊙印か、※印のない場合は※印のついたものを適用する。

設計者																	
一級建築士				一級建築士		一級建築士						法適合確認欄	検証者		設計番号	特記	
第298249号				第386121号		第313839号						設備設計一級建築士 第6211号			17992		
土生 達哉		山本 匡希		梅垣 大雅		高原 正行						浅山 明	外山 博文				

徳島県県土整備部営繕課

●工事名 R8営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事舗装

●図面名 建築工事特記仕様書（1）

●図面番号 G－005

●縮尺 － －

AZUSA SEKKEI Architects,Engineers & Consultants
株式会社 梓設計 関西支社
一級建築士事務所登録 大阪（ウ）第3234号

株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office
一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号

Ⅴ. 建築工事特記仕様書

項目	特記事項
① 共通仕様	a．図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版」（以下「標仕」という）及び「建築工事補足仕様書（以下「補仕」という）による。 b．設計図書における「監理者」については、「監督員」と読み替える。
② 特記事項	a．項目は番号に○印の付いたものを適用する。 b．特記事項は⊙印の付いたものを適用する。⊙印の付かない場合は※印のついたものを適用する。　⊙印と※印の付いた場合は共に適用する。 c．特記事項に記載の（ ．．）内の表示番号は「標仕」の当該項目、当該図及び当該表を示し、（補　　）内の表示番号は「補仕」の当該項目,当該図及び当該表を示す。 d．特記事項で「図示」とあるは、設計図面記載事項を意味する。 e．Ⓖ 印は「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）の特定調達品目を示す。

1章　各章共通事項

項目	特記事項
① 建築材料等	本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。 ただし、同等のものとする場合は監理者の承諾を受ける。 ※石綿(アスベスト)含有建材は使用を禁止する。
② 特別な材料の工法	「補仕」に記載されていない特別な材料の工法は監理者の承諾を受けて、当該製品の指定工法によることができる。
③ 施工条件	⊙ 西側駐車場の一部にバス駐車場があるため、大会時は駐車場運用について事前協議を行うこと。(1.3.5(2)) ⊙ 公園内を工事車両が通行する場合は徐行運転とし、安全対策を行った上で公園利用者の安全を確保すること。
④ 発生材の処理等	発注者に引渡しを要するもの　・　(1.3.11(2)(ｱ)) 特別管理産業廃棄物　⊙なし　(1.3.11(2)(ｲ)) ・あり　種　類（　　） 処理方法（　　） 汚染土壌　土壌汚染調査　・行う（調査費は本工事に含む）　⊙調査済み 汚染土壌の処置　・処置対策を行う（対策費は本工事に含む）　⊙処置済み 汚染物質の種類（　　） 汚染物質の処置対策　・図示 工事現場において再利用を図るもの　・　(1.3.11(2)(ｳ)) 工事現場において再資源化を図るもの　・　(1.3.11(2)(ｴ))
5．着工時・中間時及び完成時の提出書類	提出書類は「工事に関する書類作成要領-施工者が提出する書類-」による。 ・着工時に設計図をＡ３版に縮小を行い、白焼き製本を提出する。 ※３部　・　部
6．竣工写真等	下記のものを監理者の指示する指定の台紙に貼付け、又は指定のカバー、ケースに収納し撮影個所を明記し提出する。

種類	分類	規格	撮影箇所数	部数	版面の大きさ（ ）等 mm
竣工写真	※カラープリント	※キャビネ版	外部（ 50 ）内部（100 ）	・ 5部	※102×127以上
	・リバーサルフィルム		外部（　）内部（　）	・　部	※102×127以上
	・カラースライド		外部（　）内部（　）	・　部	※26×36以上
	※ディスク		外部（ 50 ）内部（100 ）	・ 5部	※200万画素以上
ビデオ記録	※DVD（ナレーション、BGM付）		・工事記録（　工事）	・　巻	・編集時間　分程度
			・竣工時記録	・　巻	・編集時間　分程度
航空写真	・ｶﾗｰﾌﾟﾘﾝﾄ、ﾃﾞｨｽｸ		・各方角10箇所(朝、夕)	・　部	・ドローン撮影

２つ折り製本　部　・折り込み製本（A4版金文字入り）　部

360度画像データ　・作成する（箇所・範囲は図示）　⊙作成しない
3Dスキャンデータ　・作成する（箇所・範囲は図示）　⊙作成しない

⑦ 完成時の提出図書

共通仕様書(3)に記載の他、工事完成時の提出図書は下記による。(1.7.1)(補1.7.1)(補1.7.2)
完成図　※工事完成後１ヶ月以内に下記の図面などを提出する。(1.7.2)(補1.7.1)
・原図一式（新規に作成、又は原図訂正、用紙・トレーシングペーパー・普通紙）
※ＣＡＤ図面データ　※PDF又は画像データ（・一般図　・指定図（　　））
・マイクロフィルム（マスター フィルム　※1部　・　部）
・２つ折り製本　部　・折り込み製本（A4版金文字入り）　部
・Ａ３縮小原図及び２つ折り白焼き製本　部

完成図の種類及び記入内容

区分		種類	記入内容（下記及び監理者の指示する内容）
建築図	一般図	・設計概要書	建物と概要、内外仕上表、敷地・建物の面積表
		⊙配置図及び案内図	建物と敷地の関係、外構計画概要
		・各階平面図	室名、室面積、耐震壁の位置
		・各立面図	外壁仕上げ、打継目地、伸縮目地
		・断面図	標準地盤面、道路・隣地斜線、階高、天井高、（2面以上作成）
		・	
	その他	・矩計図	基本的寸法、対応した平面図、立面図
		・平面詳細図	必要な寸法・仕上げ、各部分納まり
		・部分詳細図	必要な寸法・仕上げ、各部分納まり
		・展開図	天井高、主要な仕上げ
		・各種伏図	天井伏図、床伏図、屋根伏図、主要な仕上げ
		・仕上げ表	建物外部・内部の仕上げ
		・建具表	建具の各仕様、防火性能
		⊙特記仕様書	
		・法規チェック図	防火区画、防煙区画、防火設備（戸）
		・防災計画書	防火区画、防煙区画、防火設備（戸）
		⊙外構図、植栽図	舗装種別、土木工作物、樹種等
		⊙その他監理者が指示する図面	設計図書一式

※完成図は設計図書データを使用し、施工時に変更になった箇所を更新し、作成すること。
また、完成図は施工者にて作成・修正し、監理者の確認を受けること。

完成図の種類及び記入内容　(補1.7.1)

区分	種類	記入内容（下記及び監理者の指示する内容）
構造図	・各伏図	杭、基礎、柱、梁、床、必要な寸法・符号
	・軸組図	杭、基礎、柱、梁、床、必要な寸法・符号
	・断面表	寸法、鉄筋、鉄骨
	・架構図	配筋、必要な寸法
	・詳細図	必要な寸法・符号、配筋
	・床荷重表	
	・床荷重伏図	
	・特記仕様書	
	・	
施工図等	⊙総合図	一式
	⊙躯体図	必要な寸法、納まり、符号
	⊙作成した施工図、製作図一式	

※ディスクによる竣工データファイル（ディスク：３セット）　(補1.7.2)
※作成する範囲は完成写真、完成図及び保全に関する資料とする。

竣工BIMデータ　・作成する　・作成しない
点群データ　・作成する（箇所・範囲は図示）　・作成しない

⑧ 工事区分等

図示によるほか、工事区分による（○印により適用する）。但し、疑義を生じた場合は工事着手前に質疑応答書をもって確認する。
設備工事など他の工事との取合わせ部分は、補強納まり仕上げなどを検討できる施工図を提出して監理者の承諾を受ける。

9．総合図等

作成図面の種別　(補1.5.1)

種類	作成図・縮尺				
	⊙平面図	⊙天井伏図	⊙天井内伏図	⊙展開図	・
⊙総合図	※1/ 50 ・1/100	※1/ 50 ・	⊙1/ 50（指定室） ・	※1/ 50（指定室） ・	・
⊙総合施工図	・1/ 50 ※1/ 20	※1/ 50 ・	※1/ 50（指定室） ・	※1/ 50（指定室） ・	・

躯体開口について建築、構造、設備間の整合確認を目的として総合図調整時に「開口確認会議」を実施する。
各工事間の相互調整完了後の総合図、総合施工図（詳細寸法等を記述した図面）の監理者による取扱い。
※確認を行う　・承諾を行う

⑩ 施工者による自主的な品質管理

受注者は当該工事の施工管理にあたり、日常工事に直接係わる現場作業所職員の構成とは別に、施工品質の自主的管理を目的とする自主施工管理者を選任し、この者を含めた自主施工管理体制を組織し、品質管理を徹底すること。当該自主施工管理者は、品質管理上の重要な事項と時期及び監理者の指示する事項について、施工品質の確保のための指導、監督を実施すること。尚、指導、監督を実施した事項は、記録し監理者に報告すること。(補1.7.5)

⑪ 現場情報の電子的な情報交換

工事期間中、施工品質の管理と現場の円滑な運用を目的として、工程表・工事写真・議事録・その他、現場情報をインターネットを使用して情報交換が可能とすること。

12．技能士

適用工事種別　(1.5.2(1))

工事種目	技能職種	工事種目	技能職種
仮設工事	・とび	屋根及びとい工事	・建築板金（内外装板金作業）
鉄筋工事	・鉄筋施工（鉄筋組立て作業）		・スレート施工
コンクリート工事	・型枠施工	金属工事	・内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業）
鉄骨工事	・鉄工（構造物鉄工作業）		
ブロック及びALC	・ブロック建築	左官工事	・左官
EPDパネル工事	・ALCパネル施工	建具工事	・サッシ施工 ・ガラス施工 ・自動ドア施工
防水工事	防水施工 ・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニル系シート防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・FRP防水工事作業	ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ工事	・カーテンウォール施工
		塗装工事	・塗装（建築塗装作業）
		内装工事	内装仕上げ施工 ・プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ボード仕上げ工事作業 ・表装（壁装作業） ・カーペット系床仕上げ工事作業
		舗装工事	・溶融ﾍﾟｲﾝﾄﾊﾝﾄﾞﾏｰｶｰ工事作業 ・加熱ﾍﾟｲﾝﾄﾊﾝﾄﾞﾏｰｶｰ工事作業
石工事	・石材施工（石張り作業）		
タイル工事	・タイル張り	植栽工事	・造園
木工事	・建築大工		

※各工事種目の技能士資格は１級を原則とする。
※タイル工事施工計画書作成にあたり、左官工事との整合を図ると共に１級技能士による内容確認を行う。

13．性能試験

性能試験の範囲及び内容は、各工事特記仕様書の性能試験の項目による。
(要する費用は工事請負金額に含む。)
構造関係の試験は、建築工事特記仕様書(10)(11)＜構造関係(1)(2)＞の各項目による。

14．試験及び検査の立会い

試験及び検査の立会いに要する費用（交通費及び宿泊費）で工事負担金額に含まれるもの。
※工事現場外での試験及び検査　・

⑮ 設計G.L

※図示　・設計G.L＝現状G.L（　　）

⑯ 作品の対外発表

施工業者又は関係者が、本工事に関する内容を新聞雑誌等に発表する際には、工事期間中及び建物完成後を問わず、事前に発表の企画内容を県及び設計者に通知して、その了承を得ること。また、仕上り原稿について県及び設計者の最終承諾を得るものとする。

17．化学物質を発生する建築材料等

本工事に使用する建築材料等の選定にあたっては、環境への配慮を行う。(1.4.1)
化学物質の濃度測定は建築工事特記仕様書（６）19章内装工事2.健康障害への対策による。(1.5.9)

18．合法木材の証明書等

本工事に使用する木材は、持続可能な森林から産出された合法木材であることとし証明書等を監理者に提出する。

19．建築物省エネ法対応

建築物省エネ法　※適合　・届出　・対象外
省エネ計算の方式　・モデル建物法　・標準入力法
※適合の場合は、省エネ基準工事監理報告書において確認の必要な資料(納入仕様書、自主検査記録書、試験成績書等）を作成し監理者の指示により整理し提出する。

⑳ 関連工事等の調整

契約書に基づく関連工事及び設計図書に明示された他の発注者の発注に係る工事（以下「関連工事等」という。）について、監理者の調整に協力し、当該工事関係者とともに、工事全体の円滑な施工に努める。(1.1.7)

21．交通誘導警備員

交通誘導警備員については，警備業法に基づく警備員とし，図示する場所に配置すること。
・本工事は，警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が義務付けられている。
⊙警備員は，延0人（昼0人：うち検定合格警備員0人）を見込んでいる。

⊙警備業法を遵守するとともに，受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
⊙配置された検定合格警備員は，業務に従事している間は合格証明書を携帯し，かつ，監督員等の請求があるときは，これを提示すること。
⊙受注者は，発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また，対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は，当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の義務を負う旨を定めなければならない。
⊙受注者は，「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し，勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに，1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

22．産業廃棄物の処理

⊙産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。
（注）表中「優良」欄に丸印の入っている業者は，「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者」であることを示す。

種類	処分許可業者の会社名（処分区分）	優良	所在地 処分地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜,円)	単位
汚泥	(財)徳島県環境整備公社(徳島東部)	○	阪野郡松茂町豊久字朝日6番の地先	8.4	12,800	t
ｺﾝｸﾘｰﾄ(無筋)	(有)川上組砕石（中間処分）		徳島市下町本丁92-1 鳴門市瀬戸町明神字中山38-1	6.9	640 7000円/11㎥	t
ｱｽﾌｧﾙﾄ	(有)川上組砕石（中間処分）		徳島市下町本丁92-1 鳴門市瀬戸町明神字中山38-1	6.9	12,800 11000円/11㎥	t
木材	(有)徳島興産	○	徳島市津田海岸町2番90号 徳島市津田海岸町2番90号	19.2	20,000	t

上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが，増額変更の対象とはしない。
また，この場合，処分単価の見積書を必ず提出すること。減額変更を行うことがある。
なお，上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者（以下，「優良産廃処分業者」という。）に認定されているとき，処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし，諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は，理由書を監督員に提出すること。
また，コンクリート・アスファルト類の搬出先については，中間処理施設のみとする。
木材については，50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。

2章　仮設工事

1．仮囲い

危険防止及び保安上支障のないものとし、工事現場周囲に体裁よく設ける。
・鋼板製　（※ペイント仕上　・塗装なし　高さ　※3m　・　m 程度）
・有刺鉄線塀（高さ　m程度）　⊙フェンスバリケード

② 敷地の状況確認

着工に先立ち，敷地境界，既存構造物，敷地の高低差,地下埋設物の確認，近隣建築物及び工作物の現状確認，排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し，監督員に報告すること。

③ 足場等

⊙仮設機材及び経年仮設機材の使用については，次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。
①労働安全衛生法に基づく構造規格
②（一社）仮設工業会の認定基準
また，厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく（一社）仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに，前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し，承諾を得ること。
⊙労働安全衛生法第88条に基づき，労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が60日未満を除く）の設置や移転，変更を行う場合は，30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。
届出をおこなった場合は，監督員に報告すること。
届出不要の場合は，その旨監督員に報告すること。
⊙労働安全衛生法第88条に基づく届出の要否に関わらず，足場を設置する場合は，使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後，監督員の確認を受けること。
⊙足場等の設置業者は，関連工事等の関係者に無償で使用させること。また安全管理も実施すること。また，足場等を無償使用する業者は，設置業者の指示に従うこと。
⊙受注者は，つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。），張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て，解体又は変更の作業において，材料，器具，工具等を上げ，又はおろすときは，つり綱，つり袋等を労働者に使用させなければならない。
また，作業主任者を選任し，その氏名，職務を掲示すること。

4．監理者事務所

※随時監理のため、可能な範囲で下記スペース、備品の準備、共有のすること。
※設ける　規模　・10㎡　・20㎡　・35㎡　・65㎡　・100㎡　・　㎡ 程度　(2.3.1(1))
・設けない

5．監理者事務所の備品

備品　⊙机、椅子、書棚、黒板、製図板、掛時計、寒暖計　(2.3.1(2)(ｱ)(ｲ))
⊙ゴム長靴、雨合羽、防寒服、保護帽、懐中電灯、安全帯、安全靴
⊙電話機、ファクシミリ、コピー機（通信費、複写費、工事連絡便を含む）
⊙衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具
⊙パソコン機器一式（⊙外付け記憶装置　⊙アプリケーションソフト　⊙印刷装置
⊙LAN設備　⊙インターネット設備　⊙web会議一式 を含む）
数量　⊙監理者人数と必要に応じた数量とする。

⑥ 工事用水

構内既存の施設　※利用できない　⊙利用できる（※有償　・無償）
※ただし、施設管理者と協議すること。

⑦ 工事用電力

構内既存の施設　※利用できない　・利用できる（※有償　・無償）
※ただし、施設管理者と協議すること。

⑧ 障害物の処理

※現場説明事項によるほか、工事上搬去移設を要する軽微なものは本工事の範囲とする。

⑨ 仮設計画書

建物位置と敷地との相対関係、搬出入方法と敷地内外の条件、足場の危険防止、衛生、安全計画書等を作成し監理者に提出する。（建設省官監発第１３号（平成７年５月２５日）「建築工事安全施工技術指針」、建設省経建発第１号（平成５年１月１２日）「建設工事公衆災害防止対策要綱」を厳守すること。）

⑩ 工事車両用駐車場
資材置場
現場事務所用地等

同用地は，用意していないので業者にて設けること。
ただし，施設管理者と協議すること。

3章　土工事

① 根切り

⊙周辺の状況，土質，地下水の状態等に適した工法を採用し，工事中の異常沈下，法面の滑動，その他による災害が発生しないよう，災害防止上必要な処置をすること。

⊙敷地内に埋設が予想される設備配管類等について十分調査し，支障がないようにすること。

⊙根切り底は，地盤をかく乱しないよう，手作業（深さ30cm程度）とするか，バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械堀りとする。なお，かく乱した場合は，自然地盤と同等以上の強度となるように適切な処置を定め，監督職員の承諾を受ける。

② 排水

⊙工事に支障を及ぼす雨水，わき水等は，適正な排水溝，集水ます等を設置し，支障がないようにすること。

③ 埋戻し及び盛土

種別　・Ａ種　⊙Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　(3.2.3(2))(表3.2.1)
Ｃ種の場合建設発生土受入量　㎥、発生場所
＊機器により締め固めること。

④ 建設発生土の処理

※工事現場外に搬出し関係法令等に基づき適切に処理する。(3.2.5)
（残土処理事業許可通知書の写しを提出すること）
・工事現場内指示の場所に敷均す。
・工事現場内指示の場所に堆積する。
・工事現場外指定場所に処分（搬出調書等を監理者に提出する。）
※指定された処分場以外で処分する場合は監督員の承諾を得ること。なお，増額変更の対象とはしない。
※民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によることとし，建設発生土の発生場所ごとに，かつ4,000m3までごとに1回採取して，土壌検査を行うこととする。その他，「特定事業の許可に係る土壌検査及び水質検査の実施における留意点」による。ただし，建設発生土の公共工事間の利用を行う場合で，担当者相互の同意が取れた場合には，分析の必要はない。
※土壌検査を行った結果，条例の基準に適合しない場合には，監督員と協議すること。
⊙最終処分場の指定
排出土：普通土
会社名：松浦開発興業（株）
所在地：徳島県板野郡上板町神宮字大谷1449番地ほか10筆
処分単価：1,500円／t
運搬距離：鳴門総合運動公園から処分場までの距離　7.1km

4章　地業工事

砂利，砂及び捨コンクリート地業等

材料　砂利　※ 切込砂利,切込砕石　⊙再生クラッシャラン
砂　※ 山砂,川砂,砕砂

砂利及び砂地業　(4.6.2)(4.6.3)
厚さ（mm）※６０（施工範囲　基礎下、基礎梁下、土に接するスラブ下）
・図示

① 捨コンクリート地業　(4.6.4)

コンクリートの材料	※高炉セメントＢ種	・普通ポルトランドセメント
粗骨材の最大寸法	※２５mm 以下	・
設計基準強度（N/mm²）	※１８	・
スランプ（cm）	※１５	・１８
厚さ（mm）	※５０	・

設計者														法適合確認欄	検証者		設計番号	特記
一級建築士				一級建築士		一級建築士								設備設計一級建築士			17992	
第298249号				第386121号		第313839号								第6211号				
土生　達哉		山本　匡希		梅垣　大雅		高原　正行								浅山　明		外山　博文		

徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R８営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事舗装	●図面番号 G－006	AZUSA SEKKEI Architects,Engineers & Consultants 株式会社 梓設計　関西支社 一級建築士事務所登録 大阪（ﾂ）第3234号
	●図面名 建築工事特記仕様書（２）	●縮尺 －	株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office 一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号

5章　鉄筋工事

1. 材料

鉄筋の種類 (5.2.1)

規格	種類の記号	径（mm）	備考
㊗JIS G 3112 鉄筋コンクリート用棒鋼	㊗SD295	D10～D16	
	※SD345	D19～D25	
	※SD390	D29～	
	・		
・建築基準法第37条の規定に基づき認定を受けた高強度鉄筋（降伏点が490N/mm²以上）	・		
	・		
	・		
⊙建築基準法第37条の規定に基づき認定を受けたせん断補強筋	⊙KSS785	S13	
	・		

溶接金網（JIS G 3551溶接金網及び鉄筋格子） (5.2.2)
鉄線の径及び網目の形状，寸法　※φ6－100x100
（使用部位　※ 防水層の保護コンクリート、配管埋設用コンクリート　・　　）

2. 加工及び組立

鉄筋の継手 (5.3.4)
柱及び梁：D19 以上　※ ガス圧接　・重ね継手　・機械継手　・溶接継手
D16 以下　※ 重ね継手　・
重ね継手の長さ
・図示
※ 40d（軽量コンクリートの場合は50d）と 2－9－1（重ね継手及び定着の長さ）の表のうち大きい値とする

その他：※ 重ね継手　・　（適用箇所　　）
場所打ちコンクリート杭　※ 重ね継手
隣合う継手の位置　※ 表5.3.3 による
・柱，梁の主筋を同一箇所に設ける（適用箇所　　）

鉄筋の定着 (5.3.4)
※ 鉄筋コンクリート造配筋規準図（1）の 2－9（重ね継手及び定着の長さ）による
・（一財）日本建築センターの評定を受けた定着プレート工法
（適用箇所　※図示　・　）
・

鉄筋のかぶり厚さ及び間隔 (表5.3.6)(5.3.5)
鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ
※ 表5.3.6 による
・軽量コンクリートの場合のかぶり厚さ（適用箇所　　かぶり厚さ（mm）　）
・耐久性上不利な箇所のかぶり厚さ　（適用箇所　　かぶり厚さ（mm）　）

スペーサー
側面のかぶり　・鋼製　・コンクリート製　※ 合成樹脂製
スラブ　※ 鋼製　・コンクリート製　・合成樹脂製
その他　※ 鋼製　※ コンクリート製　・合成樹脂製
※ 鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。
※ コンクリート製のスペーサーは、打ち込まれるコンクリートと同等以上の強度を有するものとする。

各部の配筋 (標仕参 各部配筋)(5.3.7)
基礎梁主筋の継手，定着及び余長（4－2）　・（a）　⊙（b）　・（c）
・図示
梁せいが 1.5m 以上の場合の腹筋及び幅止め筋　※ 図示　・ (標仕参3.2)
基礎梁梁成 1.5m 以上の場合のスペーサー　※ 鉄筋加工　・既製品
柱の帯筋組立の形　※ H形　・W－I 形　・SP形　・丸形 (標仕参2.2)
柱の帯筋の割付け　※ 図示　・5－3 帯筋の割付け
壁梁の場合，腹筋の定着長さは L2，重ね継手長さは L1 とする。
コンセントボックスを壁に埋め込む場合の補強　※ 図示 (標仕参4.4)
梁貫通補強　⊙H形　・MH型　・M型 (標仕参7.1)(標仕参7.2)
⊙建設省技術評価又は（一財）日本建築センター評価を受けたもの
（原則として無孔梁の終局せん断強度以上となる補強を行う）
柱頭定着長さが確保できない場合の補強　※図示　・5-1-2 かご鉄筋による

3. 鉄筋継手

ガス圧接継手
ガス圧接継手は「鉄筋継手工事標準仕様書・ガス圧接継手工事」（2017年） (5.4.1)
（（公社）日本鉄筋継手協会）による
A級継手の適用箇所　※ 無し
・
継手施工会社　※（公社）日本鉄筋継手協会から認定を受けたA級継手圧接施工会社又は優良圧接会社
・（公社）日本鉄筋継手協会から認定を受けたA級継手圧接施工会社
圧接技能資格者 (5.4.2)
JIS Z 3881 による技量及び（公社）日本鉄筋継手協会の技量資格を有する者
施工前試験　※ 実施しない（ただし、A級ガス圧接継手は施工前試験を実施する。）
・実施する
継手の位置　※ 鉄筋コンクリート造配筋規準図 4-2 基礎梁主筋の継手，定着及び余長、5-1 柱主筋の継手，定着及び余長、6-2 大梁筋の継手，定着及び余長による
・図示
継手部の試験、検査 (5.4.10)
※ 5.4.10(イ),(a)による超音波探傷試験
（※ 汎用探傷器　・専用探傷器 ）
・5.4.10(イ),(b)による引張試験
※ 外観試験（全数）

機械式継手 (5.5.3)
機械式継手は「鉄筋継手工事標準仕様書・機械式継手工事」（2017年）（（公社）日本鉄筋継手協会）による
A級及びSA級継手の適用箇所　※ 無し
・　（・A級　・SA級）
・
継手の種類　※ 図示
継手部のあき　※ 鉄筋コンクリート造配筋規準図 2-14 鉄筋相互のあきによる
作業資格者　※ 使用する機械式継手メーカーの技術講習を受け、作業資格者 (5.5.2) として認められた者
施工前試験　※ 実施しない（A級及びSA級機械式継手は施工前試験を実施する。）
・実施する
継手の位置　※ 鉄筋コンクリート造配筋規準図 4-2 基礎梁主筋の継手，定着及び余長、5-1 柱主筋の継手，定着及び余長、6-2 大梁筋の継手，定着及び余長による
・図示
継手部の試験、検査 (5.5.5)
※ 超音波測定試験
（抜取り 1 試験ロットあたり（※ 30 箇所・　%）
試験方法は JIS Z 3064による
・引張試験（抜取り 1 試験ロットあたり（・　箇所・　%）
試験方法は JIS Z 2241:2011による
※ 外観試験（全数）
※ 不合格になった場合の処置は「鉄筋継手工事標準仕様書 機械式継手工事」（2017年）（（公社）日本鉄筋継手協会）による

溶接継手 (5.6.3)
溶接継手は「鉄筋継手工事標準仕様書・溶接継手工事」（2017 年）（（公社）日本鉄筋継手協会）による
A級継手の適用箇所　※ 無し
・
継手の種類　※ 図示
継手部のあき　※ 鉄筋コンクリート造配筋規準図 2-14 鉄筋相互のあきによる
継手施工会社　※（公社）日本鉄筋継手協会から認定を受けたA級継手溶接施工会社又は優良鉄筋溶接会社
・（公社）日本鉄筋継手協会から認定又は（一財）日本建築センターから評定を受けたA級継手溶接施工会社
・
施工前試験　※ 実施しない（A級溶接継手は施工前試験を実施する。）
・実施する
継手の位置　※ 鉄筋コンクリート造配筋規準図 4-2 基礎梁主筋の継手，定着及び余長、5-1 柱主筋の継手，定着及び余長、6-2 大梁筋の継手，定着及び余長による
・図示
継手部の試験、検査 (5.6.5)
※ 超音波探傷試験
（抜取り 1 試験ロットあたり（※ 30 箇所・　%）
試験方法は JIS Z 3063による
・引張試験（抜取り 1 試験ロットあたり（・　箇所・　%）
試験方法は JIS Z 2241:2011による
※ 外観試験（全数）
※ 不合格になった場合の処置は「鉄筋継手工事標準仕様書 溶接継手工事」（2017年）（（公社）日本鉄筋継手協会）による
溶接閉鎖型の帯筋及びあばら筋　※（公社）日本鉄筋継手協会の認定を受けた「優良溶接せん断補強筋製造会社」の製品

検査機関及び検査技術者
検査機関は（公社）日本鉄筋継手協会認定の優良鉄筋継手検査会社又は（社）CIW 認定を受けた第三者機関とし、発注は建築元請業者の直接契約とする。
検査技術者は（公社）日本鉄筋継手協会の鉄筋継手部検査技術者（検査対象継手部の有資格者）で資格種別３種（D38を超える場合は４種）の資格者とする。
引張試験は原則として公的機関による。

4. 配筋検査

⊙ 主要な配筋は，コンクリート打込みに先立ち，種類，径，数量，かぶり，間隔，位置等について，監督職員の検査を受ける。

6章　コンクリート工事

1. コンクリートの種類及び品質

コンクリートの種類 (6.2.1)
※ JIS A 5308　レディミクストコンクリート
・国土交通大臣の認定を受けたコンクリート（建築基準法第37条第二号）

コンクリートの気乾単位容積質量による種類　※ 普通コンクリート　・軽量コンクリート

コンクリート仕様 (6.2.2,3,4)(6.3.1,2)(6.10.1)(6.14.1)

使用区分		設計基準強度 Fc（N/mm²）	S（cm）	γ（kN/m³）	混和材料	備考
構造体コンクリート	基礎・基礎梁・1階床	36	15	23	G	
	1階立上り以上	36	18	23	G	
土間コンクリート						
場所打ちコンクリート杭						混和材料は遅延形
外構その他		21	15	23	B	

混和材料	符号	名称	符号	名称	符号	名称
	A	AE剤	D	防錆剤	G	高性能AE減水剤（I種）
	B	AE減水剤（I種）	E	防水材		
	C	膨張材	F	流動化剤	I	下記による

混和材料 I（種類　　）(6.3.1)
（使用方法　　使用量　　）(6.3.2)

レディーミクストコンクリートの類別　㊗I 類　⊙II 類 (表6.2.1)

特殊な要求性能におけるコンクリート
・海塩粒子の影響を受けるおそれのある箇所、海水の作用を受ける箇所等におけるコンクリート
（適用箇所　　措置　　）
・凍結融解作用を受けるおそれのある箇所におけるコンクリート
（適用箇所　　措置　　）
・酸性土壌，硫酸塩及びその他の侵食性物質又は熱の作用を受ける箇所におけるコンクリート
（適用箇所　　措置　　）

コンクリートの仕上がり (6.2.5)
コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容差，測定方法
許容差　※ 表6.2.3 による

2. コンクリートの材料

セメントの種類 (表6.3.1)(6.3.1)

規格番号	規格名称	セメントの種類	使用部位
※JIS R 5210	※ 普通ポルトランドセメント	——	※ 下記以外
	・　ポルトランドセメント		・
・JIS R 5211	高炉セメント	・A ・B ・C	・
・JIS R 5212	シリカセメント	・A ・B ・C	・
・JIS R 5213	フライアッシュセメント	・A ・B ・C	・
・JIS R 5214	エコセメント		

注）高炉セメントB種及びフライアッシュセメントB種の品質は次による。
・高炉セメントB種の高炉スラグの混合比は 40 %以上とする。
・フライアッシュセメントB種のフライアッシュの混合比は 15 %以上とする。
・上記のベースセメントの混合比は、セメント製造業者のセメント試験成績表の値により確認する。
・
（使用部位　　）

・ポルトランドセメントでの低アルカリ系の使用（・する　※ しない ）
（使用部位　　）

普通エコセメント　・使用する　※ 使用しない
再生骨材Hの使用　・使用する（　　）　※ 使用しない

骨材の種類
フェロニッケルスラグ細骨材，銅スラグ細骨材及び電気炉酸化スラグ骨材
・使用する（　　）　※ 使用しない
骨材の品質
砂利及び砂のアルカリシリカ反応性による区分　※ A ・B
砕石及び砕砂のアルカリシリカ反応性による区分　※ A ・B

練混ぜ水
スラッジ水は原則使用しない
回収水は計画供用期間の級が長期，超長期の場合及び高強度コンクリートには使用しない

3. コンクリートの打継ぎ

打継ぎ面に設ける目地の寸法　⊙意匠図による (6.6.4)

4. 型枠

外部に面するコンクリートの打放し仕上げ（仕上塗材、塗装等の仕上げを行う場合を含む。）の打増し厚さ　※ 20 mm　・図示 (6.8.1)

床コンクリート直均し仕上げの打増し厚さ　・無し　※ 10 mm

せき板，支柱の最小存置期間 (6.8.4)
基礎，梁側，柱，壁　※ 表6.8.2 による
スラブ下，はり下　※ 表6.8.3 による
・　日（※ 片持梁、片持ちスラブ　・　　）
・打設階の下階２層分の支柱は残しておく

5. 試験

フレッシュコンクリートの試験 (6.9.2)
試料の採取場所　※ 荷卸し地点　・ポンプの筒先
試験　※ 表6.9.1 による　・

コンクリートの強度試験　※ 行う　・行わない (6.9.3)
※ 表6.9.2 による（※ 28日は原則として公的機関）
・

6. 軽量コンクリート

適用箇所　・ (6.10.1)
常時土あるいは水に直接接する部分への使用　※ 使用しない　・使用する (6.10.1)
軽量コンクリートの種類及び所要気乾単位容積質量　・1種　・2種(表6.10.1)(6.10.2)

7. 寒中コンクリート

適用期間　※ JASS5 による (6.11.1)
・　月　日～　月　日
初期養生を行う期間　※ コンクリートの圧縮強度が 5 N/mm² 以上となるまで (6.11.4)
・
試験　※ 表6.11.1 による（※ 28日は原則として公的機関） (6.11.6)
・

8. 暑中コンクリート

適用期間　※ 日平均気温の平年値が25℃を超える期間 (6.12.1)
・　月　日～　月　日
構造体強度補正値（S）　※ 6 N/mm²　・　N/mm² (6.12.2)

9. マスコンクリート

適用箇所　・ (6.13.1)
セメントの種類　・普通ポルトランドセメント　・高炉セメントB種（低発熱型） (6.13.2)
・中庸熱ポルトランドセメント　・フライアッシュセメントB種
・低熱ポルトランドセメント　・シリカセメント
・
混和剤の種類　※ AE減水剤又は高性能AE減水剤　・
混和材の種類　※ 6.13.2(2)(イ)　・
スランプ（cm）　※ 15　・
調合強度を定める材令　※ 28日　・　日 (6.13.5)
温度応力解析　・打設計画に合わせ施工者が実施する
応力強度比の許容値　※ 1.3以下　・0.8以下

10. 無筋コンクリート

適用箇所　※ 防水層の保護コンクリート (6.14.1)
※ 配管埋設用コンクリート
・
設計基準強度（N/mm²）　※ 18　・　・
スランプ（cm）　※ 15　・18　・
粗骨材の最大寸法（mm）　※ 25 mm以下　・ (6.14.2)

設計者												法適合確認欄	検証者		設計番号	特記
一級建築士				一級建築士		一級建築士						設備設計一級建築士			17992	
第298249号				第386121号		第313839号						第6211号				
土生　達哉		山本　匡希		梅垣　大雅		高原　正行						浅山　明	外山　博文			

徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R8営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事舗装	●図面番号 G－007	AZUSA SEKKEI Architects,Engineers & Consultants 株式会社 梓設計 関西支社 一級建築士事務所登録 大阪（ワ）第3234号
	●図面名 建築工事特記仕様書（3）	●縮尺 － －	株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office 一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号

11．コンクリートの仕上り

コンクリートの打放し仕上げ (6.2.5(2)(7)(a))(表6.2.4)

せき板の種別	仕上がりの程度		適用箇所
・合板	・A種	化粧打放し仕上げ	・クリア塗装、素地仕上げの面
	・B種	打放し仕上げ	※仕上げ塗材仕上げ面
	・C種	打放しのまま	・基礎、ピット等、上記以外
・	・		・

コンクリートの仕上りの平たんさ (6.2.5(2)(1))(表6.2.5)

種別	適用部位	
	柱・梁・壁	床
⊙a種	・ ※化粧打放しコンクリート、塗装仕上げ、壁紙張り、接着剤による陶磁器質タイル張り	・ ※合成樹脂塗床、ビニル系床材張り、床コンクリート直均し仕上げ、フリーアクセスフロア（置敷式）
⊙b種	・ ※仕上塗材塗り	・ ※カーペット張り 防水下地 セルフレベリング材塗り
⊙c種	・ ※セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り、モルタル塗り、胴縁	・ ※タイル張り、モルタル塗り 二重床

12．型　枠

材料 (6.8.2)

せき板の種別		規　格	厚さmm	適用箇所
⊙木製	⊙合板	⊙JAS規格 （表面加工品）	※12 ・	外壁部(パネコート)
		⊙JAS規格　B-C	※12 ・	仕上表参照
	・合板以外			
・金属製	・床	※鉄骨工事(7.2.7)による（構造特記7.2） ・		
	・壁			
・ゴム製		・		
・断熱材兼用		※ｾﾗﾐｯｸ砂混入木繊ｾﾒﾝﾄ板	・30・40・50	

注）JAS規格とは「合板の日本農林規格」の「コンクリート型枠用合板の規格」を表す。

せき板面気泡緩衝シート張り（ＭＣＲ工法用シート） (6.8.2(5))
・使用する　※難燃性ポリエチレン気泡シート
※コンクリート増打厚　10mm
⊙使用しない

スリーブの材料 (6.8.2(9)(イ))(表6.8.1)

材　種	寸　法	箇所数	適用箇所
・鋼管	※図示 ・	※図示 ・	
・硬質ポリ塩化ビニル管	※図示 ・	※図示 ・	各種水槽内、人通孔等
・溶融亜鉛めっき鋼板	※図示 ・	※図示 ・	
・つば付き鋼管	※図示 ・	※図示 ・	防水貫通部等
・紙チューブ（径200mm以下）	※図示 ・	※図示 ・	雨水管等

注）鉄骨部分の貫通孔は構造図による。

13．土間コンクリート

壁際伸縮調整目地　※設ける　（⊙材料　エラスタイト同等品　厚さ 15 mm ）
・設けない

20章　ユニット及びその他の工事

1．外構フェンス

高さ　⊙ 2,500 m
金網　・ビニル被覆10#56 mm 目 ⊙ 目かくしパネル
控柱　⊙H=1500以上は控柱付、控柱間隔は柱1本おき ・
種別　⊙軸部鋼板加工、合成樹脂塗料焼付既製品
製 造 所 ・　（製品名：　）

21章　排 水 工 事

1．材料

排水管用材料 (21.2.1)(表21.2.1)

材　種	種類・記号		管形状（接合方法）
・遠心力鉄筋コンクリート管	※外圧管（※1種 ・　）		B形（ゴム接合）
⊙硬質ポリ塩化ビニル管	⊙VP	・VU　・RS-VU	
・硬質ポリ塩化ビニル管継手	・DV	・VU継手	

形状、呼び径 ※図示

側塊、排水桝及びふた　種類、形状、寸法　※図示 (21.2.1(4)(5))

鋳鉄製マンホールふた (21.2.1(5))

種　類	適用荷重				形状寸法（ ）	施工箇所
	・T-2用	・T-6用	・T-14用	・T-20用		
・水封形	・	・	・	・		
⊙密閉形（ﾃｰﾊﾞｰﾊﾞｯｷﾝ式）	・	⊙	⊙	・	600φ	図示
・簡易密閉形（ﾊﾞｯｷﾝ式）	・	・	・	・		
・中ふた付密閉形	・	・	・	・		
・断熱型	・	・	・	・		

グレーチングふた (21.2.1(6))

材　質	形　式	用　途	適用荷重	メインバーピッチ	上面形状
⊙鋼製 ・SUS製	※受枠付き ・ ボルト固定 ※無し ・図示	⊙溝ふた用 ⊙桝ふた用 ・かさ上げ用 ・U字溝用	⊙歩行用 ・T-2用 ⊙T-6用 ・T-14用 ⊙T-20用	※細目 ※普通目 ⊙細目	※凹凸形 ※平形 ⊙凹凸形

床化粧マンホールふた

種　類	安全荷重 kN
⊙簡易密閉形（バッキン式）　・密閉形（ボルト・バッキン式）	⊙60　・15

インターロッキング用化粧マンホールふた

種　類	安全荷重 kN
⊙簡易密閉形（バッキン式）	⊙60

現場打ちの場合のコンクリート (21.2.1(8))
コンクリートの種類　※普通コンクリート ・
設計基準強度　※18N/mm² ・
スランプ　・15cm　・18cm ・
現場打ちの場合の鉄筋　種類の記号　※SD295 ・
凍上抑制層　※砂　（粒度は表21.2.2）・ (21.2.1(10))(表21.2.2)
砂の粒度試験　・行う　・行わない
埋戻し土　表3.2.1 ・A種　※B種　・C種　・D種 (21.2.1(12))
・建設汚泥から再生した処理土Ⓖ

2．施工

管路敷設の工法 (21.2.2)
※21章2節21.2.2施工による
・上記以外の地盤　※図示
内法が600mmを超え、かつ深さ1.2mを超える排水桝の足掛け金物（現場打ち） (21.2.2(ｴ)(a))
・SUS　・鋼製　・合成樹脂被膜加工
遠心力鉄筋コンクリート管基床　厚さ・　mm　種類・ (21.2.2(7))
硬質ポリ塩化ビニル管基床　厚さ・　mm　種類・ (21.2.2(8))
継手　※接着剤　・ゴム輪 (21.2.2(8)(ｴ))

3．街きょ、縁石及び側溝

縁石の形状 ※図示・種類　・寸法　・形状 (21.3.1(1))(表21.3.1)
側溝の形状 ※図示・種類　・寸法　・形状 (21.3.1(1))(表21.3.1)
側溝の蓋

種別	形状・寸法	強度	設置箇所
・鎔鋼板			
・PC板			
⊙グレーチング	⊙図示		
⊙鋳鉄製	⊙図示		

砂利地業の厚さ　※100mm ・ (21.3.2(1))

22章　舗 装 工 事

1．路床

⊙盛土用材料　・A種　⊙B種　・C種　・D種　・建設汚泥から再生した処理土Ⓖ (22.2.3(1))(表3.2.1)
・凍上抑制層 (22.2.2(1)(ｱ))(22.2.3(2))
材料　※再生クラッシャラン　・クラッシャラン　・切込み砂利　・砂
厚さ　・図示・　mm (21.2.1(10))
・透水性舗装に用いるフィルター層 (22.2.2(1)(ｲ))
材料　・川砂　・海砂　・良質な山砂 (22.2.3(3))(21.2.1(10))
厚さ　・図示・　mm
・路床安定処理 (22.2.3(3))(表22.2.1)
方法　※添加材料による安定処理 (22.2.2(1)(ｳ))
材料　・普通ポルトランドセメント・高炉セメントＢ種・フライアッシュセメントＢ種
・生石灰（・特号 ・1号）　・消石灰（・特号 ・1号）
添加量 ・　kg/m³
添加量を定めるために用いるCBR　・5以上　・ (22.2.4(7))
厚さ　・300mm　・

② 路盤

路盤 (22.3.2(1))
厚さ　※図示　・ (22.3.3(1))(表22.3.1)
材料　⊙クラッシャラン　・粒度調整砕石　・再生クラッシャラン Ⓖ
⊙再生粒度調整砕石　・クラッシャラン鉄鋼スラグ　・粒度調整鉄鋼スラグ
・水硬性粒度調整鉄鋼スラグ

③ アスファルト舗装
カラー舗装

舗装の構成、厚さ、仕上がり (22.4.2(1))(22.6.2(1))(表22.6.1)

舗装の種類			厚さ	構成
⊙アスファルト舗装			※図示	※図示
⊙カラー舗装	⊙加熱系	表層に用いる結合材 ⊙アスファルト混合物 ・石油樹脂系混合物 （顔料添加量　%） ・樹脂系混合物	※図示	※図示
	・常温系	・ニート工法（配合図示） ・ゴムチップ混合物（弾性） ・スラリー混合物 ・塗布工法（配合図示） ・	※図示 ※表22.6.1	※図示 着色部の下部 ・アスファルト舗装 ・コンクリート舗装

カラー舗装用材料 (22.6.3)
着色骨材 ⊙有色骨材（焼成）　・着色骨材（樹脂皮覆）・自然石
カラー舗装厚さの許容差　※22.4.2(3) ・ (22.6.2(2)(ｳ))
舗装の平たん性　※通行の支障となる水たまりを生じない程度 ・ (22.4.2(4))
アスファルト　※再生アスファルト　種類　・60～80　・80～100 (22.4.3)
・ストレートアスファルト

再生加熱アスファルト混合物及び加熱アスファルト混合物の種類 (22.4.4)(表22.4.4)

	一般地域	寒冷地域
表層	※密粒度アスファルト混合物（13） ※細粒度アスファルト混合物（13）	※密粒度アスファルト混合物（13F） ※

骨材　※JIS A 5001によるもの (22.4.3(3)(ｱ))(表22.4.2)
・ｱｽﾌｧﾙﾄｺﾝｸﾘｰﾄ再生骨材Ⓖ
・再生クラッシャランⓖ
・道路用鉄鋼スラグⓖ

カラー舗装の配合　加熱系混合物の結合材に石油樹脂を使用する場合の (22.6.2(2))
顔料の添加量 ・
常温系工法の配合その他　※図示・ (22.6.2(3))

4．コンクリート舗装

コンクリート舗装の構成及び厚さ　車道部　※150mm ・ (22.5.2(1))
歩道部　※ 70mm ・
コンクリート舗装に使用するコンクリート　※6章14節による (22.5.3(1))(表22.5.1)
コンクリートの種類　※普通コンクリート ・

設計基準強度　※表22.5.1 ・ (22.5.3(1))
スランプ　※表22.5.1 ・
粗骨材の最大寸法　※表22.5.1 ・
早強ポルトランドセメントの使用　※使用しない　・使用する (22.5.3(1))
注入目地材料　※加熱施工式低弾性タイプ (22.5.3(4))(表22.5.2)
・加熱施工式高弾性タイプ
コンクリート目地　種類及び間隔　※表22.5.3 ・ (22.5.4(5))
構造※図22.5.1 ・
舗装の平たん性　※通行の支障となる水たまりを生じさせない程度 (22.5.2(4))(22.2.(4))

5．透水性アスファルト舗装

舗装の構成　※図示 ・
舗装の厚さ　※図示　・30mm (22.7.2(1))
舗装の平たん性　※著しい不陸がないもの ・ (22.7.2(2)(ｴ))

6．ブロック系舗装

・コンクリート平板舗装 (22.8.3(1))(22.8.2(1)(ｱ))

種　類	寸法 mm	厚さ mm	目地材
※普通平板(N)　・カラー平板(C) ・流出平板(W)　・擬石平板(S)	※300角	※60	⊙砂 ・モルタル

⊙インターロッキングブロック舗装 (22.8.3(2))

種　類	厚さ mm	曲げ強度	色彩及び表面加工等
※普通ブロック　(N-　) ⊙透水性ブロック　(P-　) ・植生用ブロック　(G-　) ⊙視覚障害者誘導用ブロック	車道部 ※80 ・ 歩道部 ※60 ・ ※80 ・100 ⊙60	※5.0N/m² ・ ※3.0N/m² ・ ・ ・	※標準品 ・

製造所 ・　（製品名：　）

・舗石舗装 (22.8.3(3))

種類	寸法	厚さ mm	施工方法	規格品
※小舗石（花こう岩） ・	(　)角	※80～100 ・ ・	※うろこ張り ・	※2等品

舗石舗装の基層　・アスファルト混合物50mm　・コンクリート版　70mm
コンクリート平板舗装及び舗石舗装のクッション材 ⊙砂　・空練りモルタル (22.8.2(1)(ｳ))
ブロック系舗装の仕上がり面の平たん性 (22.8.2(2))
⊙歩行に支障となる段差がないこと（舗装材間の段差3mm以内とする。）・

7．砂利敷き

砂利敷き種別 (22.9.2)(表22.9.1)
通路　※A種 ・
建物周囲その他　※B種 ・

8．区画線

材料　・路面表示用塗料（トラフィックペイント、JIS K 5665）

種別	・1種（常温）	・2種（加熱）	※3種(溶融)(ビーズ含)
規格	※A(水系)・B(溶剤系)	※A(水系)・B(溶剤系)	※1号　・2号　・3号

色彩　※白色　・黄色
ライン引きの幅　※150mm　・図示
塗布厚さ　※1.0mm　・

9．車止め

材料　※図示 ・
形状　※図示 ・
寸法　※図示 ・
数量　※図示 ・

10．性能試験

(22.2.5(1)(2)(3)(4))(22.3.5)(22.4.6(1))(22.4.6(3))(22.7.6(3))(表22.4.6)

試験の方法・概要		試験箇所
路床土の支持力比（CBR）試験 ・行う（・乱した土　・乱さない土）　・行わない		
路床締固め度の試験	・行う　・行わない	
現場CBR試験	・行う　・行わない	
路盤締固め度の試験	※行う	
アスファルト舗装切取り試験 アスファルト混合物の抽出試験 ・アスファルト舗装	※行う ・行う　※行わない	
・透水性舗装	・行う　※行わない	

11．滑り止めカラー表面舗装

材料　⊙2液反応硬化型エポキシ樹脂塗料（高耐久樹脂系すべり止めカラー舗装材）

23章　植 栽 及 び 屋 上 緑 化 工 事

1．植栽基盤整備

※行う　・行わない (23.2.2)(23.2.3)(23.2.4)(表23.2.1)(表23.2.2)

樹高	有効土層の厚さ cm	工法	整備範囲
・12m以上	※100　・120　・150	※A種	※植込み部分
・7～12m	※80　・100	・B種	・芝張りの範囲
・3～7m	※60　・80	・C種	（植高7m以上）
・3m以下	※50　・60	・D種	・図示
⊙芝、地被類	※20	※B種⊙C種・D種	※植栽範囲

注）工法D種以外の工法で、現状地盤高と計画地盤高が同一でない場合は、計画地盤高からを有効土層とする。ただし、計画地盤高が現状地盤高より高い場合は、計画地盤高まで植込み用土で盛土を行う。

雨水排水の工法　※図示　・暗きょ　・開きょ　・排水層 (23.2.2(3))
・縦穴排水

2．材料

植込み用土　※現場発生土の良質土 (23.2.3(1))
・客土　種類　※畑土　・黒土
範囲　※植込み部分　・図示
土壌改良材　適　用　※する　・しない (23.2.2(5))(23.2.3(2))
種　別　⊙バーク堆肥Ⓖ　50L/m²
・発酵下水汚泥コンポストⓖ
指定量　植栽面積1m²当り（・　L）
施工範囲　※植込み部分　・図示
特殊基盤整備 ・

3．植樹

樹木の樹種、寸法、株立数及び刈込みものの適用、数量　※図示・ (23.3.2(2))
支柱の形状　※図示　・添え柱形　・鳥居形　・八ッ掛け形 (23.3.3(4))
・布掛け形　・ワイヤ掛け形　・地下埋設形
材料　・杉焼丸太(間伐材)Ⓖ・竹　・金属　・ワイヤー（防錆処理品）(23.3.2(3))
※加圧式防腐処理丸太
支柱の耐風強度※風速30m/s程度に充分耐える強度とする。
幹巻き用材料　※幹巻き用テープ　・わら　・こも (23.3.2(4))
新植樹木の枯補償の期間 (23.3.4)
※引渡しの日から1年間 ・
移植樹木の枯損処置の期間 (23.3.6)
※引渡しの日から1年間 ・

4．芝張り、吹付けは種及び地被類

⊙芝の種類　※コウライシバ　・ノシバ　・ (23.4.2(1))
芝張り工法　平地　※目地張り　・ (23.4.3(1))
法面　※べた張り　・
・
客土　※行わない　⊙行う（※畑土　・黒土）
・吹付けは種　種子の量　※25 g/m²　・ (23.4.3(3))
種子の種類　※洋芝類　・
被覆養生　※行う　・行わない
・地被類　植物の種類・　芽立数・　径・ (23.4.2(4))
株数・　/m²

5．屋上緑化Ⓖ

屋上等の植栽 (23.5.1)
植栽基盤　・屋上緑化システム (23.5.2(1))
土壌層の厚さ・　cm　・図示
※防水保護層
・屋上緑化軽量システム
排水層　・軽量骨材（厚さ・　mm）・板状成形品 (23.5.3(1)(ｱ))
土壌層　・人口軽量土　・改良土
植栽工法　※耐風圧性能 (23.5.4)
性能値　※建築基準法施行令第82条の5及び建設告示第1458号に定められた風圧力に対して安全であること。
耐風圧対策 ・
樹木、芝及び地被類の樹種又は種類、寸法、株立数並びに刈込みものの適用、数量
※図示 ・
見切り材　※図示 ・ (23.5.3(5))
舗装材　※図示 ・
排水孔　※図示 ・
マルチング材 ※図示 ・ (23.5.3(5))
支柱　※図示 ・ (23.5.4(5))
自動潅水　・行う（※図示）・行わない (23.5.4(6))

6．性能試験

土壌の水素ｲｵﾝ濃度指数(pH)　・行う　⊙行わない (23.1.3(1))
電気伝導度(EC)の試験　・行う　⊙行わない

7．既存樹林調査

・行う（樹勢、根回り）　⊙行わない

設計者												法適合確認欄	検証者		設計番号	特 記
一級建築士			一級建築士		一級建築士							設備設計一級建築士			17992	
第298249号			第386121号		第313839号							第6211号				
土生　達哉		山本　匡希	梅垣　大雅		高原　正行							浅山　明		外山　博文		

徳島県県土整備部営繕課

●工事名　R8営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事舗装

●図面名　建築工事特記仕様書（4）

●図面番号　G－008

●縮尺　－
－

AZUSA SEKKEI Architects, Engineers & Consultants
株式会社 梓設計　関西支社
一級建築士事務所登録　大阪（ワ）第3234号

株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office
一級建築士事務所登録　徳島県知事登録第11050号

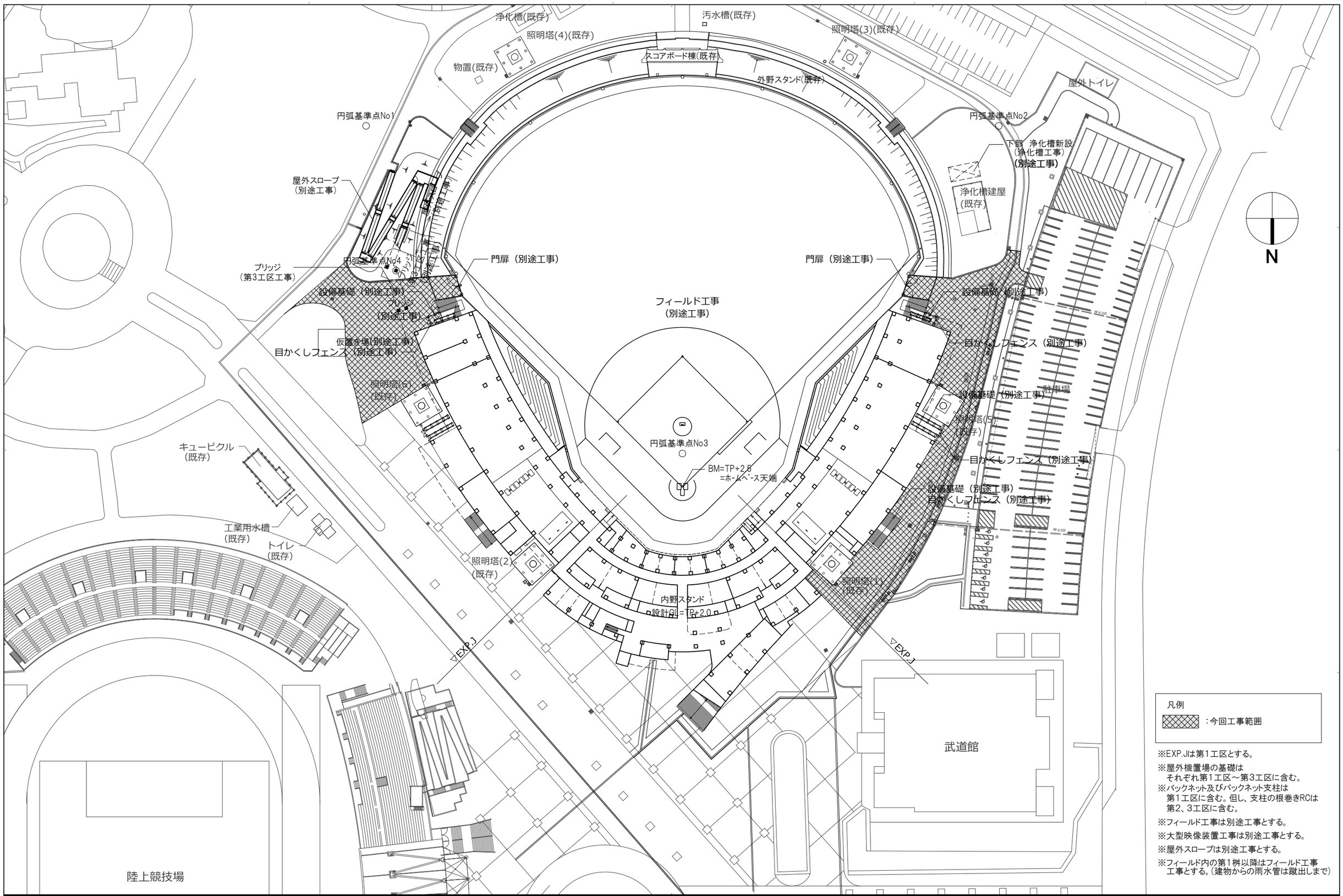

凡例

：今回工事範囲

※EXP.Jは第1工区とする。

※屋外機置場の基礎は
それぞれ第1工区～第3工区に含む。

※バックネット及びバックネット支柱は
第1工区に含む。但し、支柱の根巻きRCは
第2、3工区に含む。

※フィールド工事は別途工事とする。

※大型映像装置工事は別途工事とする。

※屋外スロープは別途工事とする。

※フィールド内の第1桝以降はフィールド工事
工事とする。（建物からの雨水管は蹴出しまで）

設計者						法適合確認欄	検証者	設計番号	特 記
一級建築士		一級建築士	一級建築士			設備設計一級建築士		17992	
第298249号		第386121号	第313839号			第6211号			
土生 達哉	山本 匡希	梅垣 大雅	高原 正行			浅山 明	外山 博文		

徳島県県土整備部営繕課

●工事名 R８営繕 鳴門総合運動公園 鳴・掬美 野球場改築工事舗装

●図面名 工事区分図

●図面番号 G－009

●縮尺 1/ 500(A1)
1/1000(A3)

AZUSA SEKKEI Architects,Engineers & Consultants
株式会社 梓設計 関西支社
一級建築士事務所登録 大阪（ワ）第3234号

株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office
一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号

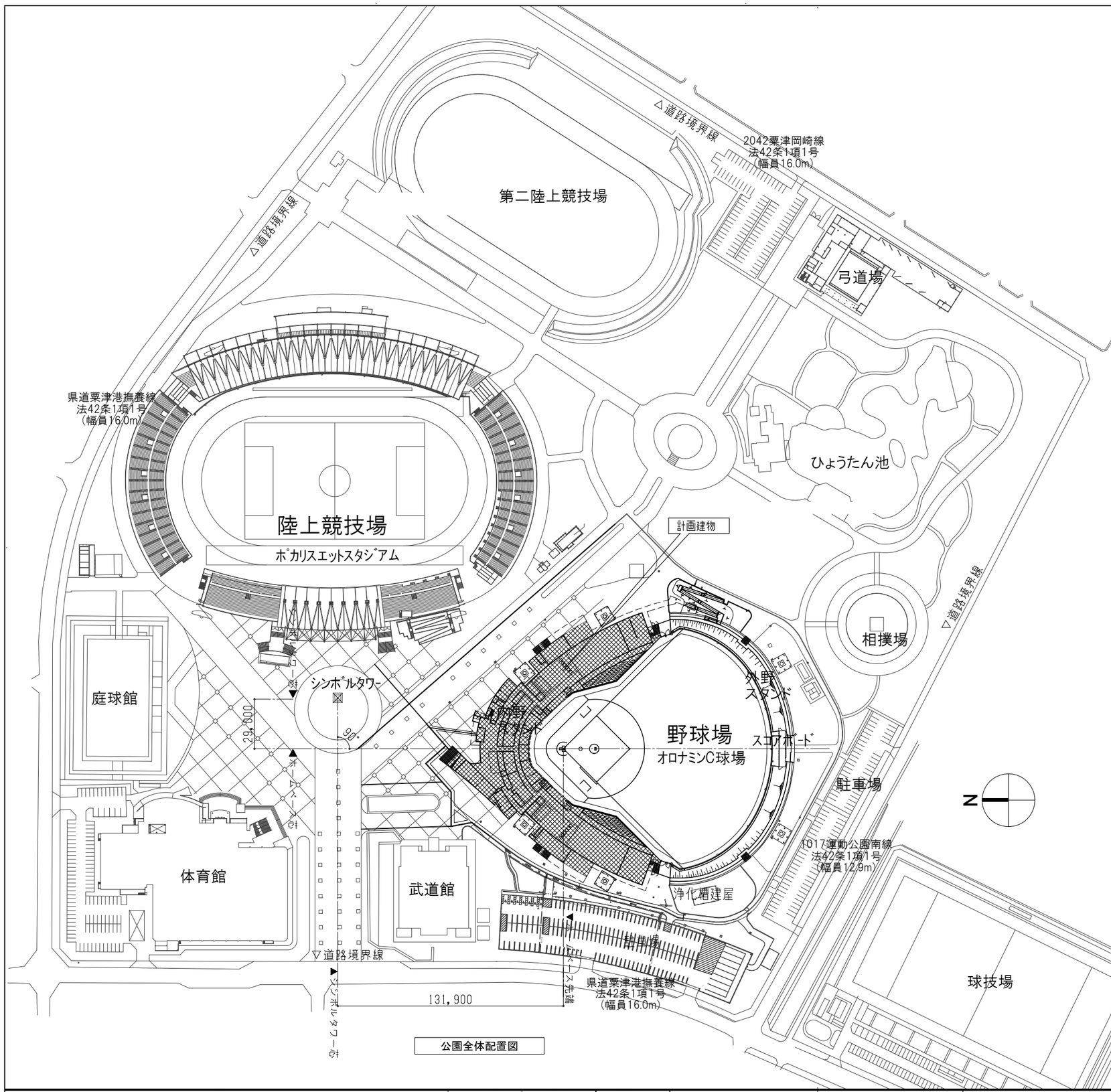

公園全体配置図

付近見取図 S=1/NTS

N

設計者						法適合確認欄	検証者	設計番号	特 記	徳島県県土整備部営繕課	●工事名	●図面番号	AZUSA SEKKEI Architects,Engineers & Consultants	株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office
一級建築士		一級建築士	一級建築士			設備設計一級建築士		17992			R8営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事舗装	G－010	株式会社 梓設計 関西支社	
第298249号		第386121号	第313839号			第6211号					●図面名 公園全体配置図	●縮尺 1/1200(A1) 1/2400(A3)	一級建築士事務所登録 大阪（ウ）第3234号	一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号
土生 遠哉	山本 匡希	梅垣 大雅	高原 正行			浅山 明	外山 博文							

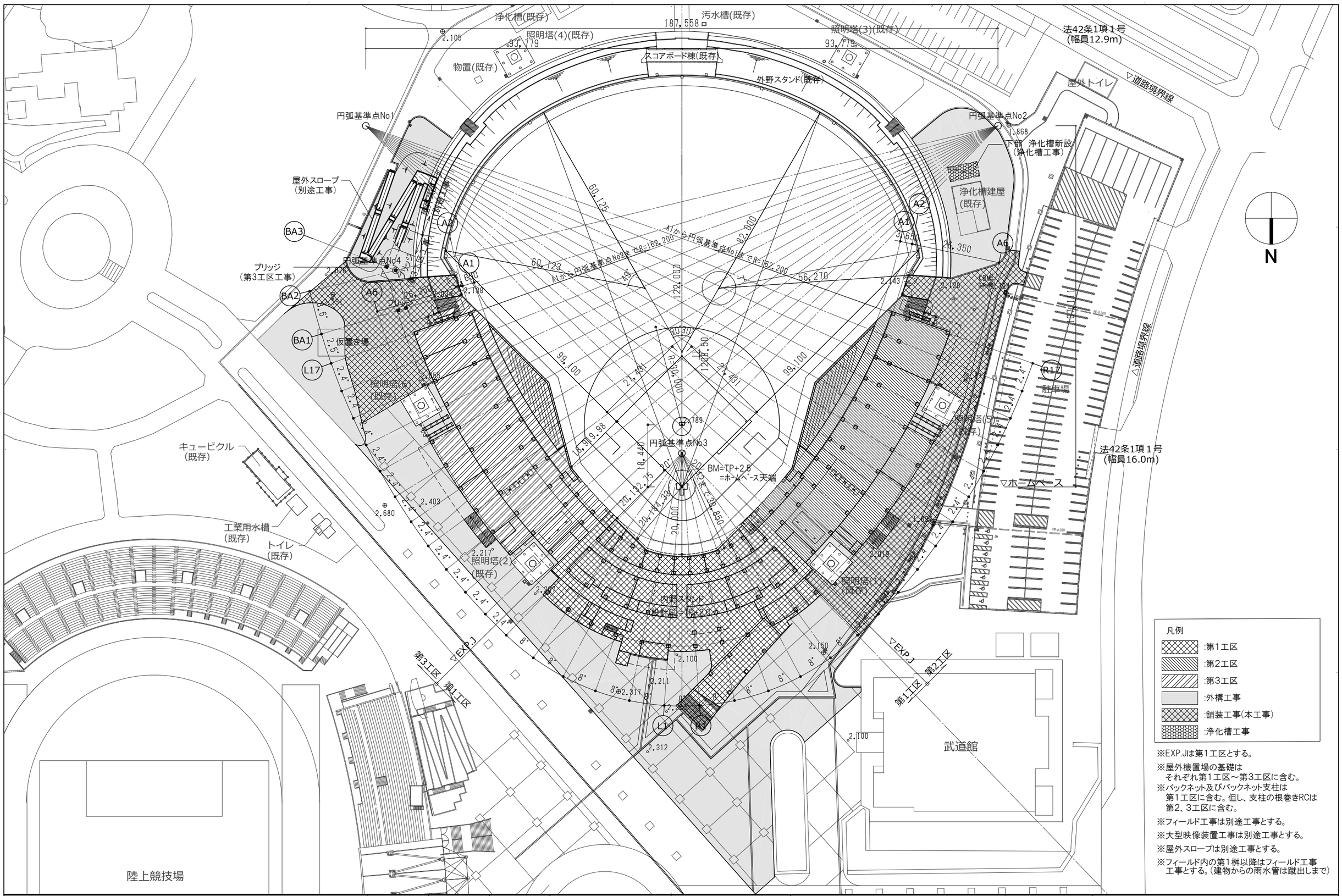

凡例

- :第1工区
- :第2工区
- :第3工区
- :外構工事
- :舗装工事(本工事)
- :浄化槽工事

※EXP.Jは第1工区とする。

※屋外機置場の基礎は
それぞれ第1工区～第3工区に含む。

※バックネット及びバックネット支柱は
第1工区に含む。但し、支柱の根巻きRCは
第2、3工区に含む。

※フィールド工事は別途工事とする。

※大型映像装置工事は別途工事とする。

※屋外スロープは別途工事とする。

※フィールド内の第1桝以降はフィールド工事
工事とする。(建物からの雨水管は蹴出しまで)

設計者				法適合確認欄	検証者	設計番号	特 記	徳島県県土整備部営繕課	●工事名	●図面番号	
一級建築士	一級建築士	一級建築士		設備設計一級建築士		17992			R８営繕 鳴門総合運動公園 鳴・海美 野球場改築工事舗装	G－011	
第298249号	第386121号	第313839号		第6211号					●図面名 配置図	●縮尺 1/ 500(A1) 1/1000(A3)	
土生 遼哉 / 山本 匡希	梅垣 大雅	高原 正行		浅山 明	外山 博文						

AZUSA SEKKEI Architects, Engineers & Consultants
株式会社 梓設計 関西支社
一級建築士事務所登録 大阪（ワ）第3234号

株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office
一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号

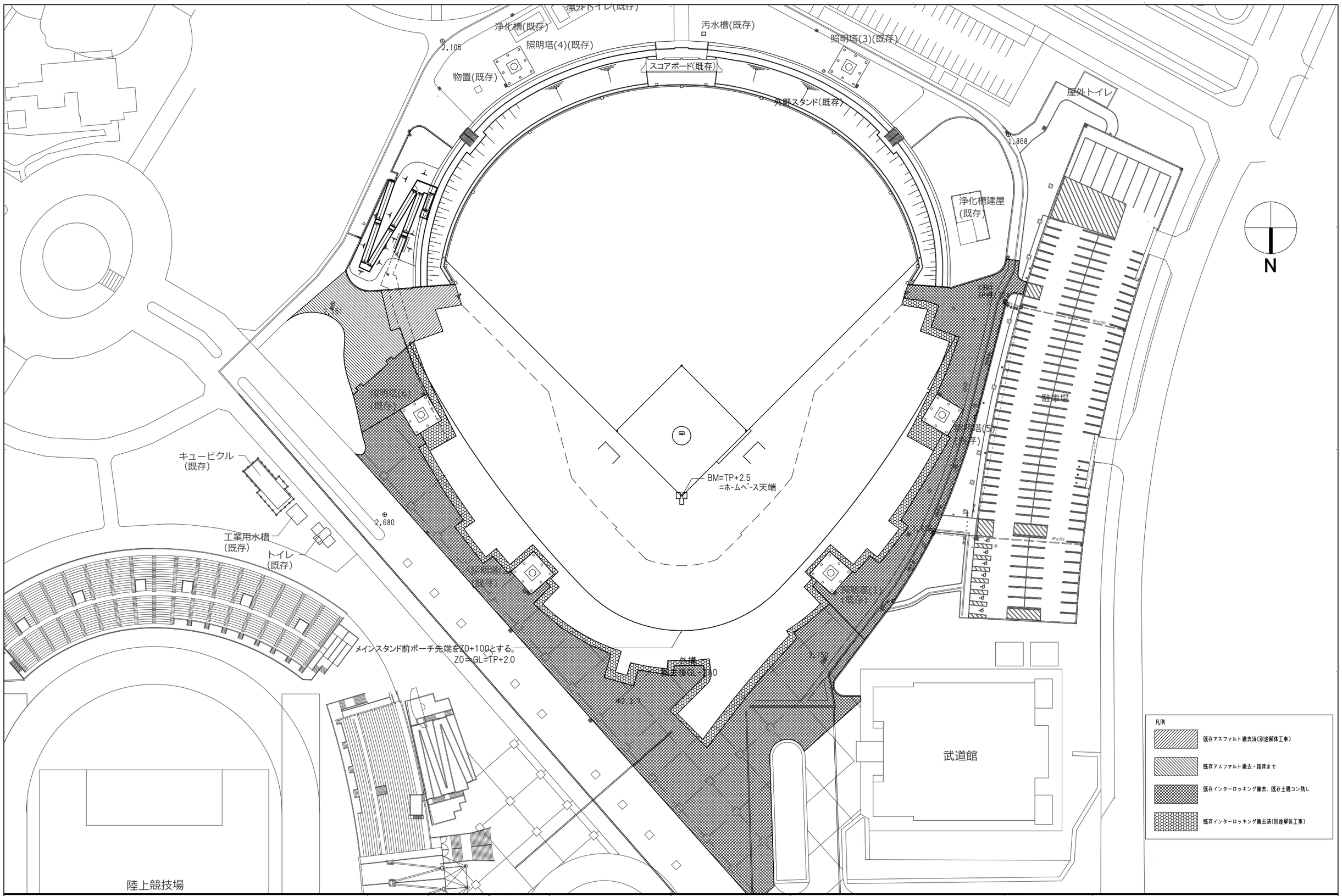

設計者					法適合確認欄	検証者	設計番号	特 記
一級建築士		一級建築士	一級建築士		設備設計一級建築士		17992	
第298249号		第386121号	第313839号		第6211号			
土生 達哉	山本 匡希	梅垣 大雅	髙原 正行		浅山 明	外山 博文		

徳島県県土整備部営繕課

●工事名
R８営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事舗装

●図面名
現況図

●図面番号
G－012

●縮尺 1/ 500(A1)
1/1000(A3)

株式会社 梓設計 関西支社
一級建築士事務所登録 大阪（ウ）第3234号

株式会社 宮建築設計
MIYA Architect's Office
一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号

柱芯詳細

1/40

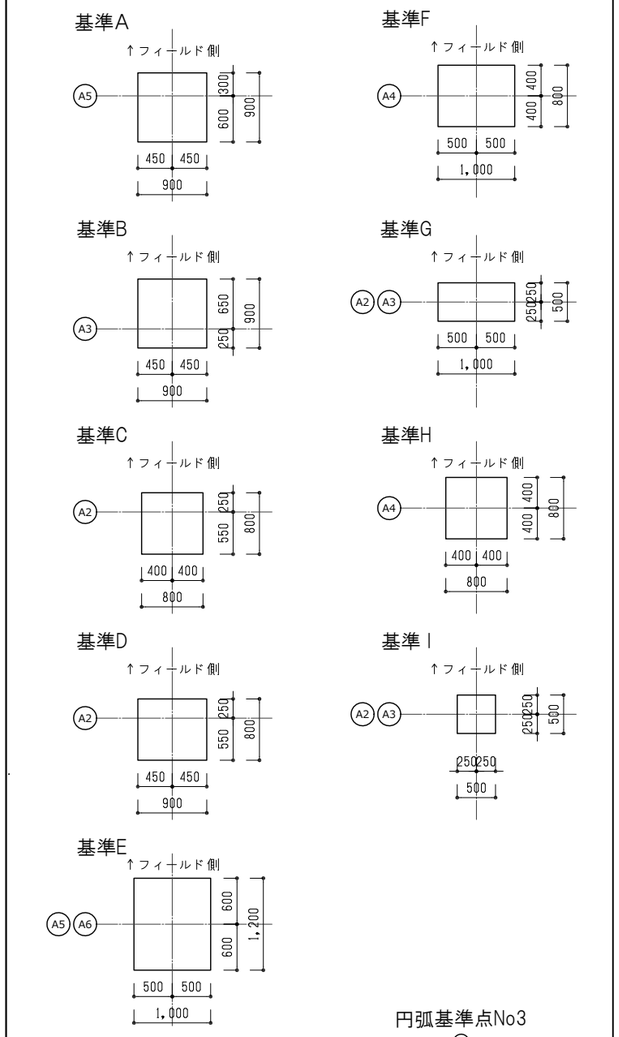

寸法基準図

1/400

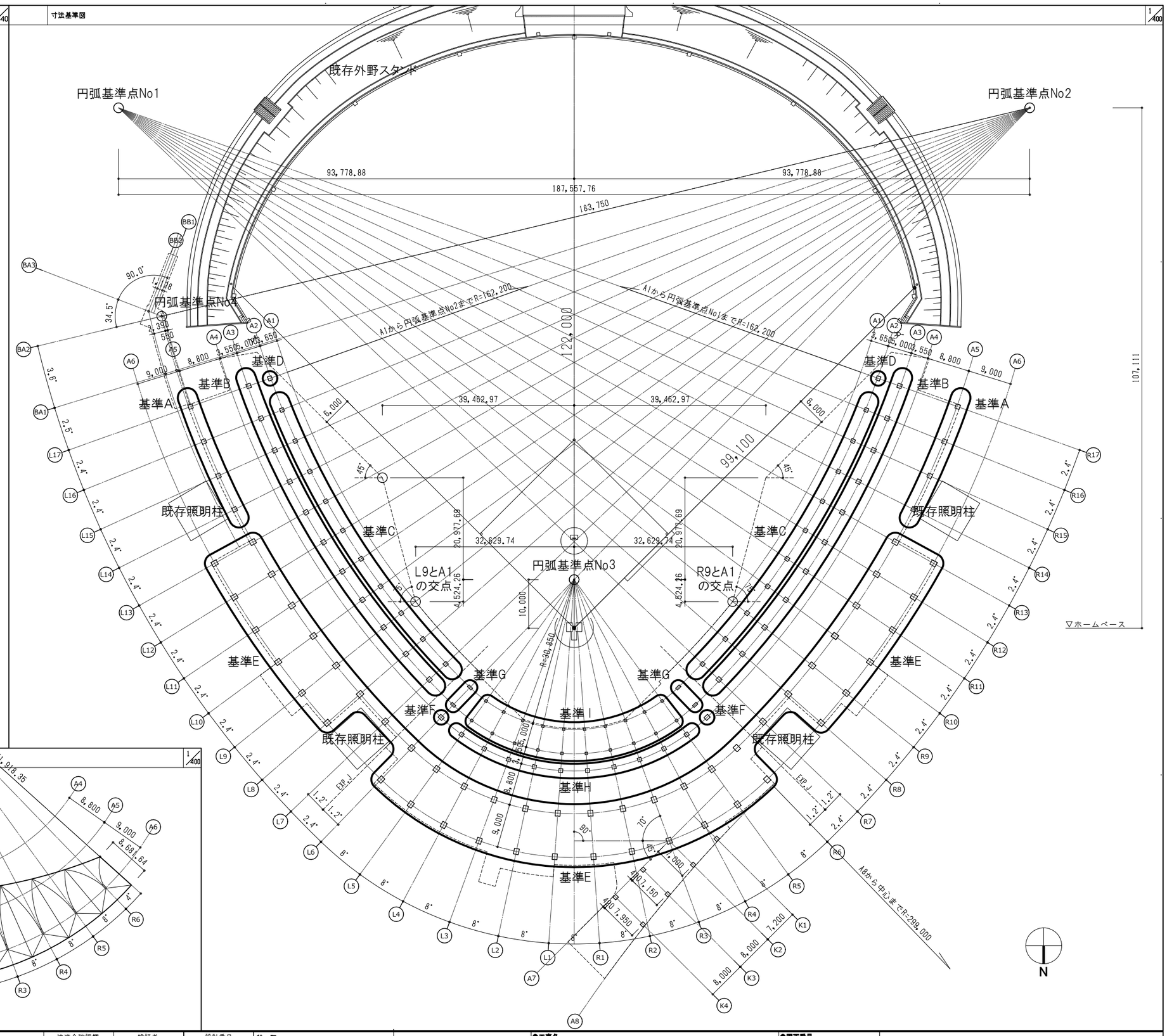

屋根寸法基準

1/400

※レベルは4FLからの膜面高さを示す

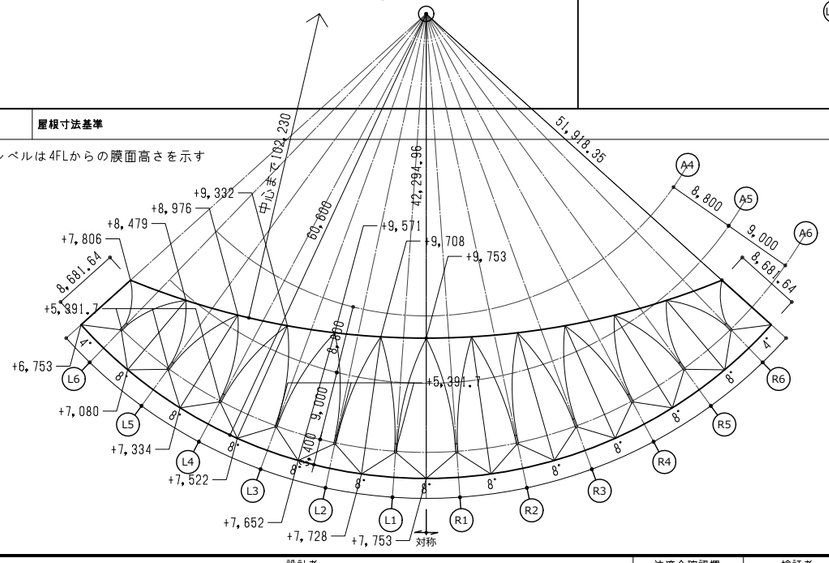

設計者								法適合確認欄	検証者	設計番号	特 記	徳島県県土整備部営繕課	●工事名	●図面番号	AZUSA SEKKEI Architects,Engineers & Consultants	株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office
一級建築士			一級建築士	一級建築士				設備設計一級建築士		17992			R８営繕 鳴門総合運動公園 鳴・海美 野球場改築工事舗装	G－013	株式会社 梓設計 関西支社 一級建築士事務所登録 大阪（ウ）第3234号	一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号
第298249号			第386121号	第313839号				第6211号					●図面名 寸法基準図	●縮尺 1/400(A1) 1/800(A3)		
土生 遼哉		山本 匡希	梅垣 大雅	高原 正行				浅山 明	外山 博文							

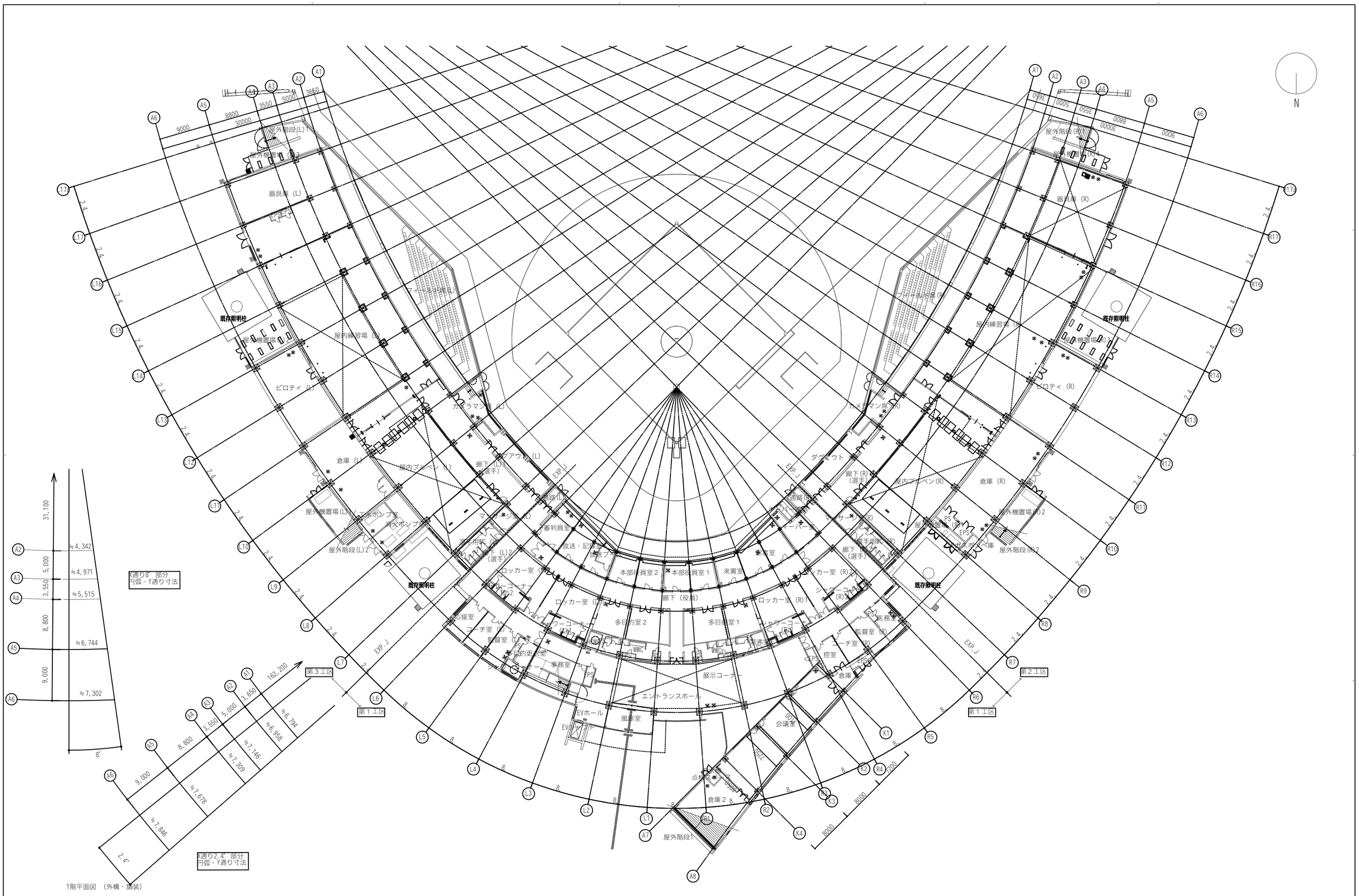

1階平面図 （外構・舗装）

設計者						法適合確認欄	検証者	設計番号	特 記
一級建築士		一級建築士	一級建築士			設備設計一級建築士		17992	
第298249号		第386121号	第313839号			第6211号			
土生 達哉	山本 匡希	梅垣 大雅	髙原 正行			浅山 明	外山 博文		

徳島県県土整備部営繕課

●工事名
R８営繕 鳴門総合運動公園 鳴・接美 野球場改築工事舗装

●図面名
１ 階平面図（別途工事）

●図面番号
G－014

●縮尺
１：300(A1)
１：600(A3)

AZUSA SEKKEI Architects, Engineers & Consultants
株式会社 梓設計 関西支社
一級建築士事務所登録 大阪（ワ）第3234号

株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office
一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号

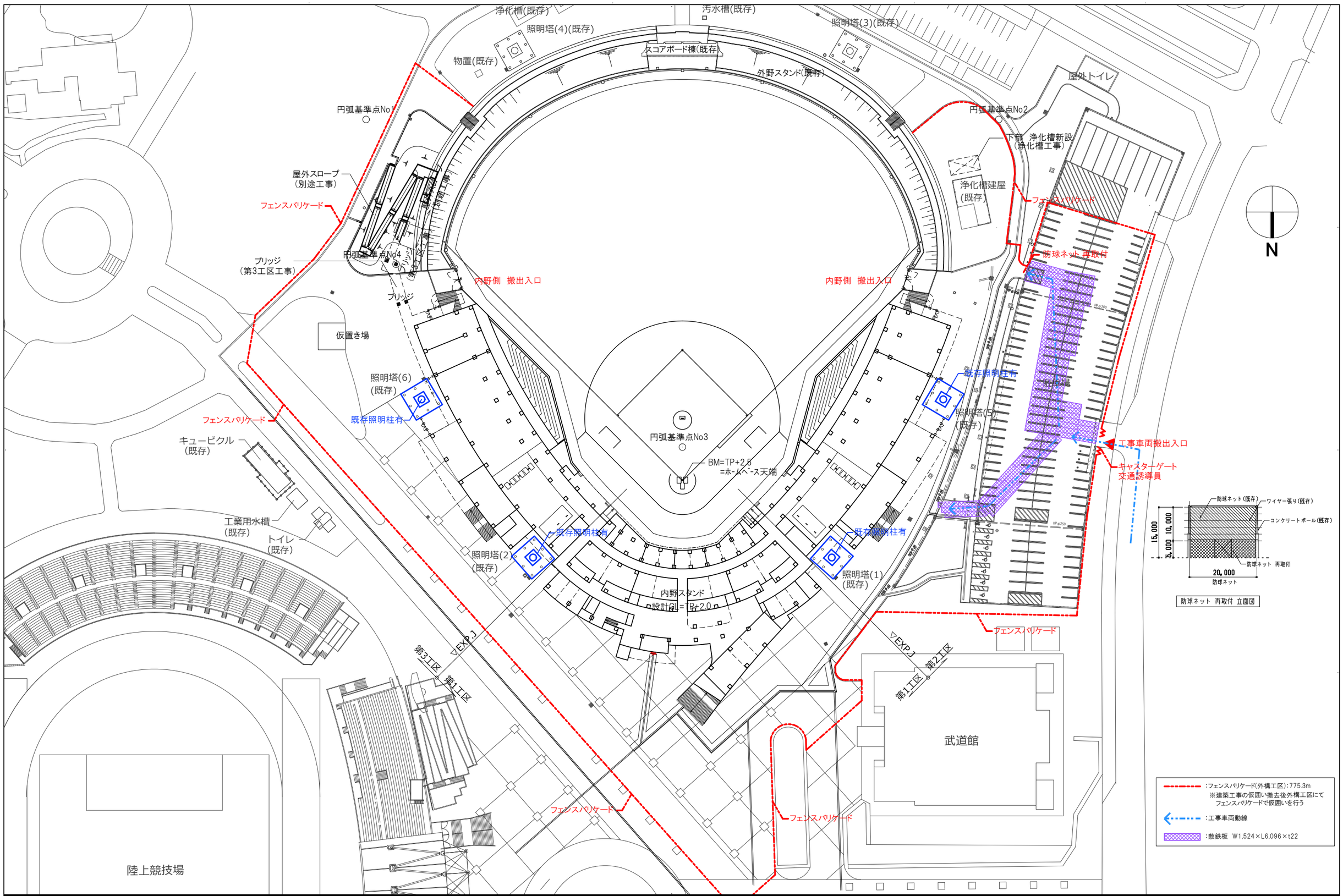

設計者												法適合確認欄	検証者	設計番号	特 記
一級建築士			一級建築士		一級建築士							設備設計一級建築士		17992	
第298249号			第386121号		第313839号							第6211号			
土生 達哉		山本 匡希	梅垣 大雅		高原 正行							浅山 明	外山 博文		

徳島県県土整備部営繕課

●工事名
R8営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事舗装

●図面名
仮設計画図（参考）

●図面番号
G－015

●縮尺 1/ 500(A1)
1/1000(A3)

AZUSA SEKKEI Architects, Engineers & Consultants
株式会社 梓設計 関西支社
一級建築士事務所登録 大阪（ワ）第3234号

株式会社 宮建築設計
MIYA Architect's Office
一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号

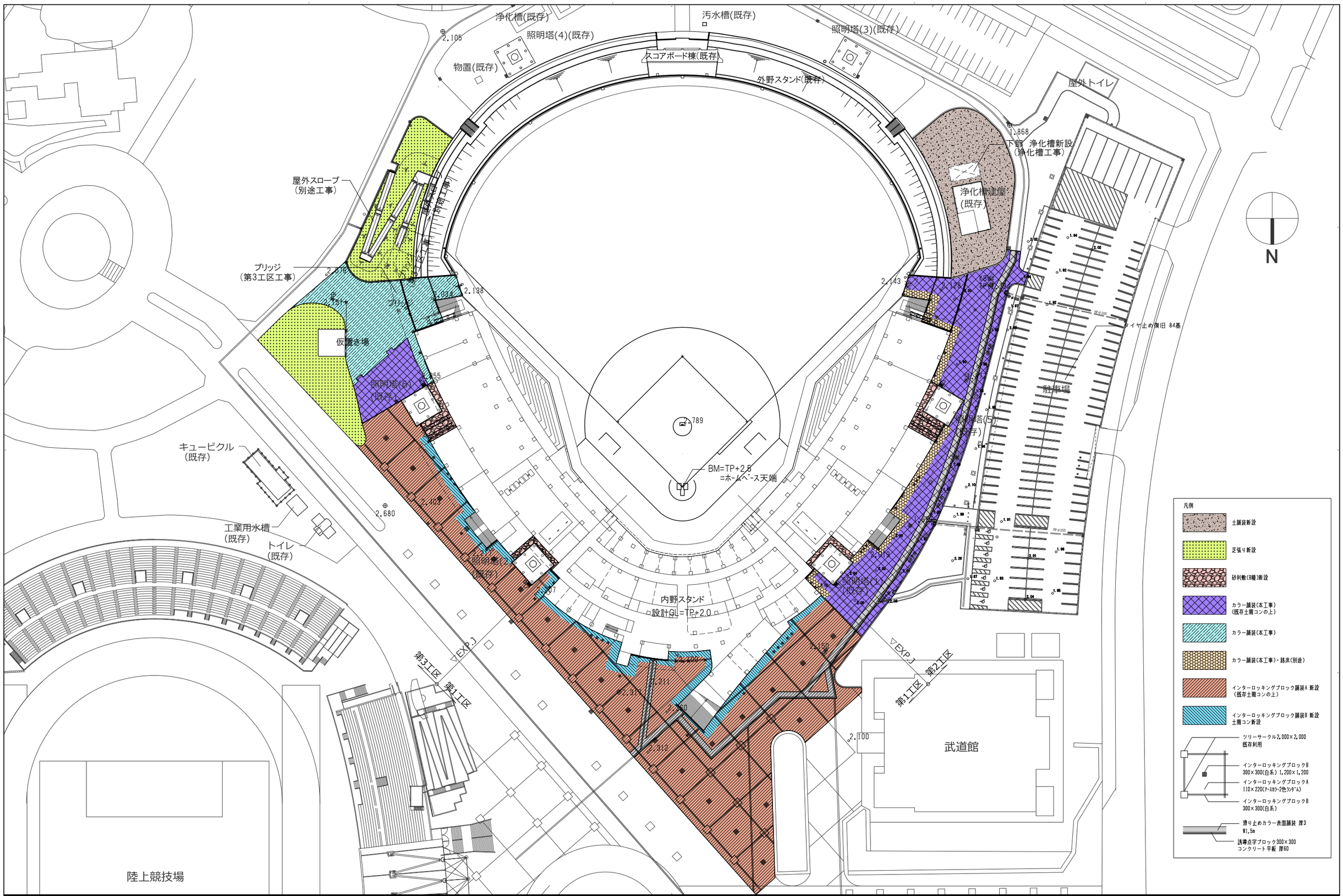

設計者					法適合確認欄	検証者	設計番号	特 記
一級建築士	一級建築士	一級建築士			設備設計一級建築士		17992	
第298249号	第386121号	第313839号			第6211号			
土生 遠哉 / 山本 匡希	梅垣 大雅	高原 正行			浅山 明	外山 博文		

徳島県県土整備部営繕課

●工事名 R8営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事舗装

●図面名 外構計画図（1）

●図面番号 G－016

●縮尺 1/ 500(A1) 1/1000(A3)

AZUSA SEKKEI Architects,Engineers & Consultants
株式会社 梓設計 関西支社
一級建築士事務所登録 大阪（ワ）第3234号

株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office
一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号

■雨水桝リスト

番号	タイプ	地盤高	管底高	桝深さ	備考
B1	集水A	2.10	1.80	0.45	
B2	集水B	2.00	1.72	0.45	
B3	集水B	2.15	1.85	0.45	
B4	街渠桝A	2.07	1.75	0.50	管底1.64で既存桝に接続
B5	集水D	2.00	1.65	0.60	
B6	集水A	2.00	1.65	0.50	
B7	集水D	2.00	1.60	0.60	
B8	集水D	2.00	1.52	0.65	
B9	集水D	2.10	1.70	0.55	
B10	集水D	2.10	1.42	0.83	
B11	集水D	2.10	1.39	0.86	
B12	集水D	2.10	1.38	0.87	
B13	集水D	2.10	1.37	0.88	
B14	集水D	2.10	1.30	0.95	
B15	集水D	2.10	1.26	0.99	
B16	集水A	2.10	1.50	0.75	
B17	集水D	2.10	1.45	0.80	
B18	集水D	2.10	1.40	0.85	
B19	集水D	2.10	1.16	1.09	
B20	集水D	2.10	1.06	1.19	

番号	タイプ	地盤高	管底高	桝深さ	備考
B21	集水D	2.10	1.05	1.20	
B22	集水D	2.10	1.04	1.21	
B23	集水D	2.10	1.03	1.22	
B24	集水A	2.10	1.75	0.45	
B25	集水D	2.30	0.98	1.47	
B26	集水B	2.10	1.50	0.80	
B27	集水B	2.10	1.47	0.80	
B28	集水B	2.10	1.50	0.80	
B29	集水B	2.10	1.46	0.80	
B30	集水D	2.10	0.88	1.37	
B31	集水D	2.10	0.83	1.42	
B32	集水D	2.10	0.80	1.45	
B33	集水D	2.10	0.72	1.53	
B34	集水D	2.10	0.64	1.61	
B35	集水D	2.10	0.63	1.62	管底0.56で既存桝に接続
B36	集水D	2.00	1.38	0.77	
B37	集水D	2.00	1.39	0.76	
B38	集水B	2.00	1.40	0.75	
B39	集水B	2.15	1.70	0.60	管底1.50で既存桝に接続

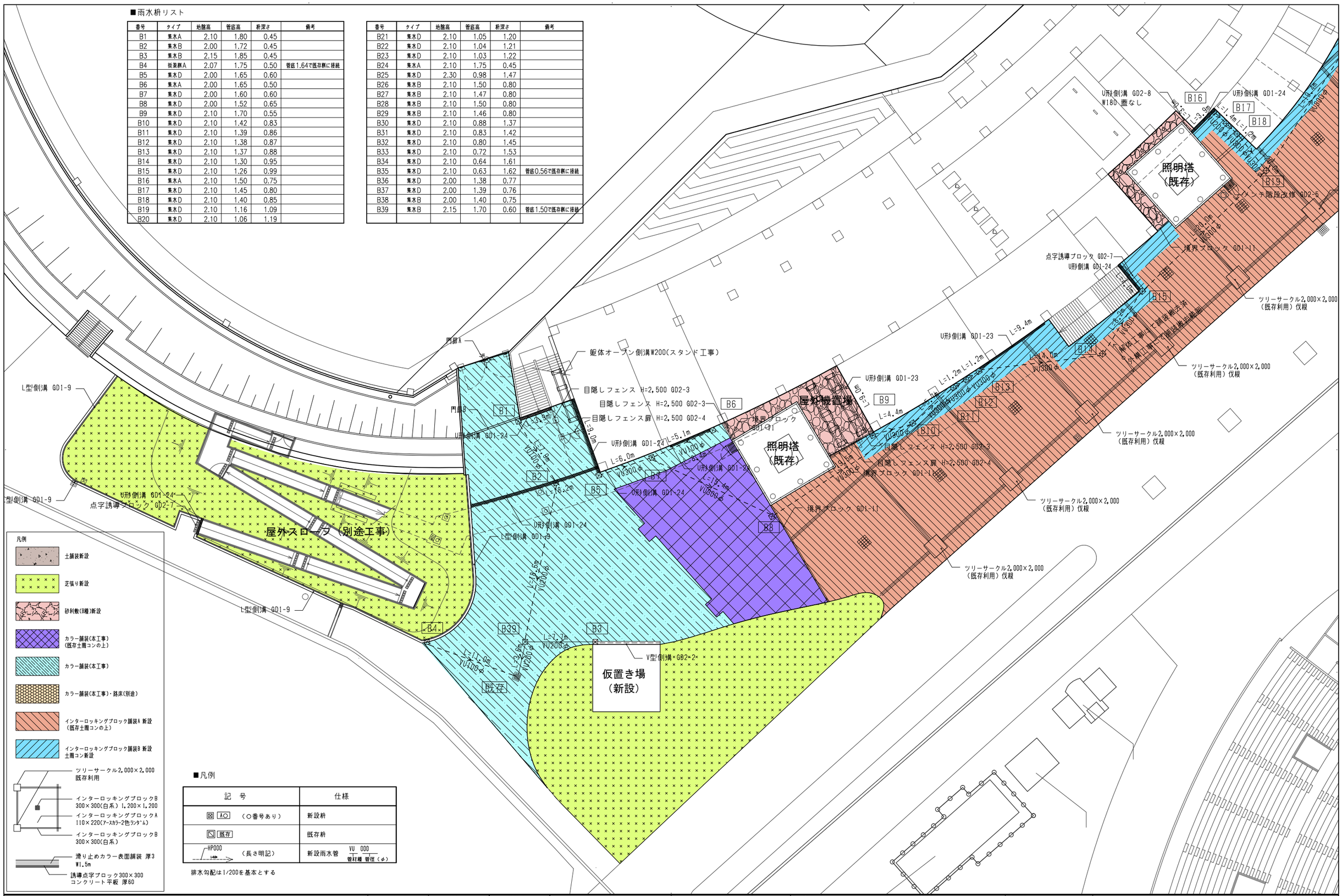

■凡例

記号	仕様
⊠ A○ （○番号あり）	新設桝
⊠ 既存	既存桝
HP000 L=0.5% （長さ明記）	新設雨水管 VU 000 管材種 管径（φ）

排水勾配は1/200を基本とする

設計者											法適合確認欄	検証者	設計番号	特 記	徳島県県土整備部営繕課	●工事名	●図面番号	AZUSA SEKKEI Architects,Engineers & Consultants	株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office
一級建築士				一級建築士	一級建築士						設備設計一級建築士		17992			R8営繕 鳴門総合運動公園 鳴・海釜 野球場改築工事舗装	G－017	株式会社 梓設計 関西支社	株式会社 宮建築設計
第298249号				第386121号	第313839号						第6211号							一級建築士事務所登録 大阪（ワ）第3234号	一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号
土生 達哉		山本 匡希		梅垣 大雅	高原 正行						浅山 明	外山 博文				●図名 外構計画図（２）	●縮尺 1/200(A1) 1/400(A3)		

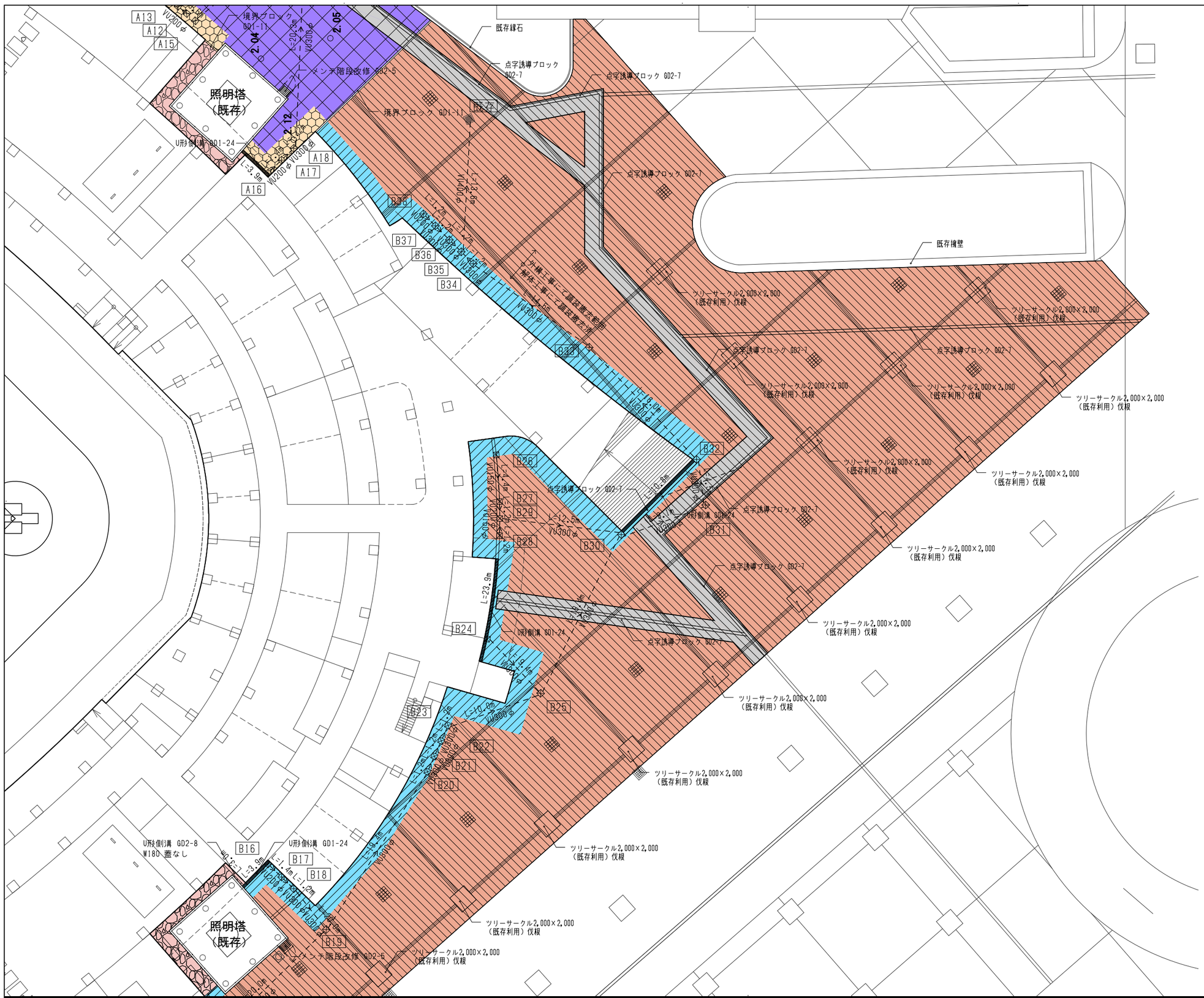

■凡例

記号	仕様
図 A○ （○番号あり）	新設桝
既存	既存桝
HP000 （長さ明記）	新設雨水管 VU 000 管材種 管径（φ）

排水勾配は1/200を基本とする

■雨水桝リスト

番号	ケイプ	地盤高	管底高	桝深さ	備考
B1	集水A	2.10	1.80	0.45	
B2	集水B	2.00	1.72	0.45	
B3	集水B	2.15	1.85	0.45	
B4	街渠桝A	2.07	1.75	0.50	管底1.64で既存桝に接続
B5	集水D	2.00	1.65	0.60	
B6	集水A	2.00	1.65	0.50	
B7	集水D	2.00	1.60	0.60	
B8	集水D	2.00	1.52	0.65	
B9	集水D	2.10	1.70	0.55	
B10	集水D	2.10	1.42	0.83	
B11	集水D	2.10	1.39	0.86	
B12	集水D	2.10	1.38	0.87	
B13	集水D	2.10	1.37	0.88	
B14	集水D	2.10	1.30	0.95	
B15	集水D	2.10	1.26	0.99	
B16	集水A	2.10	1.50	0.75	
B17	集水D	2.10	1.45	0.80	
B18	集水D	2.10	1.40	0.85	
B19	集水D	2.10	1.16	1.09	
B20	集水D	2.10	1.06	1.19	
B21	集水D	2.10	1.05	1.20	
B22	集水D	2.10	1.04	1.21	
B23	集水D	2.10	1.03	1.22	
B24	集水A	2.10	1.75	0.45	
B25	集水D	2.30	0.98	1.47	
B26	集水B	2.10	1.50	0.80	
B27	集水B	2.10	1.47	0.80	
B28	集水B	2.10	1.50	0.80	
B29	集水B	2.10	1.46	0.80	
B30	集水D	2.10	0.88	1.37	
B31	集水D	2.10	0.83	1.42	
B32	集水D	2.10	0.80	1.45	
B33	集水D	2.10	0.72	1.53	
B34	集水D	2.10	0.64	1.61	
B35	集水D	2.10	0.63	1.62	管底0.56で既存桝に接続
B36	集水D	2.00	1.38	0.77	
B37	集水D	2.00	1.39	0.76	
B38	集水B	2.00	1.40	0.75	
B39	集水B	2.15	1.70	0.60	管底1.50で既存桝に接続

凡例

- 土舗装新設
- 芝張り新設
- 砂利敷(8種)新設
- カラー舗装(本工事)(既存土間コンの上)
- カラー舗装(本工事)
- カラー舗装(本工事)・路床(別途)
- インターロッキングブロック舗装A 新設(既存土間コンの上)
- インターロッキングブロック舗装B 新設 土間コン新設
- ツリーサークル2,000×2,000 既存利用
- インターロッキングブロックB 300×300(白系) 1,200×1,200
- インターロッキングブロックA 110×220(アースカラー2色ランダム)
- インターロッキングブロックB 300×300(白系)
- 滑り止めカラー表面舗装 厚3 W1.5m
- 誘導点字ブロック300×300 コンクリート平板 厚60

設計者												法適合確認欄	検証者	設計番号	特記	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R8営繕 鳴門総合運動公園 鳴・海美 野球場改築工事舗装	●図面番号 G－018	AZUSA SEKKEI Architects,Engineers & Consultants 株式会社 梓設計 関西支社 一級建築士事務所登録 大阪（ワ）第3234号	株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office 一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号
一級建築士			一級建築士		一級建築士							設備設計一級建築士		17992			●図面名 外構計画図（３）	●縮尺 1/200(A1) 1/400(A3)		
第298249号			第386121号		第313839号							第6211号								
土生 達哉		山本 匡希	梅垣 大雅		高原 正行							浅山 明	外山 博文							

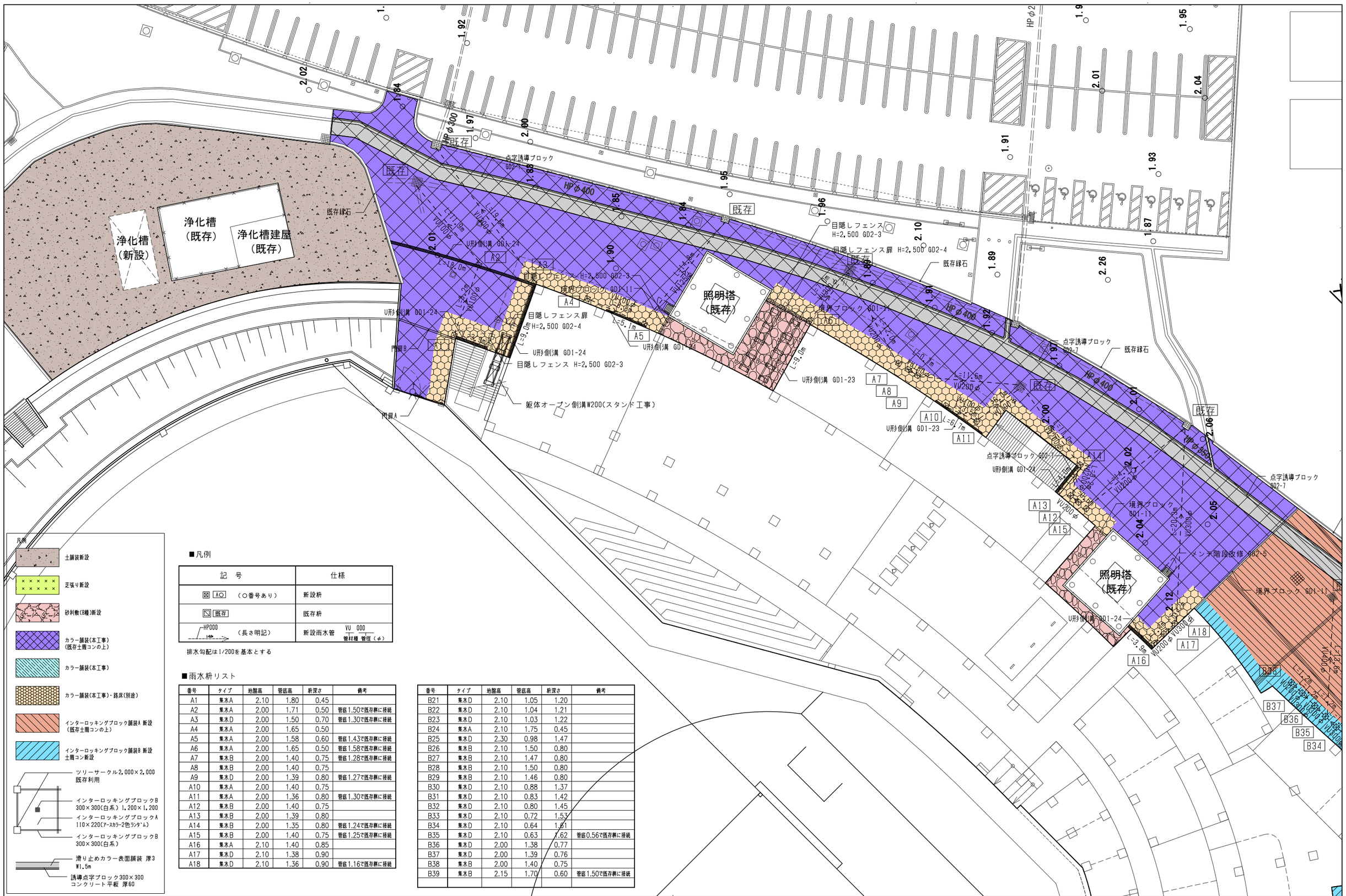

■凡例

記　号	仕様
⊠ A○ （○番号あり）	新設桝
⊠ 既存	既存桝
HP000 L=00 （長さ明記）	新設雨水管　VU 000（管材種 管径（φ））

排水勾配は1/200を基本とする

■雨水桝リスト

番号	タイプ	地盤高	管底高	桝深さ	備考
A1	集水A	2.10	1.80	0.45	
A2	集水A	2.00	1.71	0.50	管底1.50で既存桝に接続
A3	集水D	2.00	1.50	0.70	管底1.30で既存桝に接続
A4	集水A	2.00	1.65	0.50	
A5	集水A	2.00	1.58	0.60	管底1.43で既存桝に接続
A6	集水A	2.00	1.65	0.50	管底1.58で既存桝に接続
A7	集水B	2.00	1.40	0.75	管底1.28で既存桝に接続
A8	集水B	2.00	1.40	0.75	
A9	集水D	2.00	1.39	0.80	管底1.27で既存桝に接続
A10	集水A	2.00	1.40	0.75	
A11	集水A	2.00	1.36	0.80	管底1.30で既存桝に接続
A12	集水B	2.00	1.40	0.75	
A13	集水B	2.00	1.39	0.80	
A14	集水B	2.00	1.35	0.80	管底1.24で既存桝に接続
A15	集水B	2.00	1.40	0.75	管底1.25で既存桝に接続
A16	集水A	2.10	1.40	0.85	
A17	集水D	2.10	1.38	0.90	
A18	集水D	2.10	1.36	0.90	管底1.16で既存桝に接続

番号	タイプ	地盤高	管底高	桝深さ	備考
B21	集水D	2.10	1.05	1.20	
B22	集水D	2.10	1.04	1.21	
B23	集水D	2.10	1.03	1.22	
B24	集水A	2.10	1.75	0.45	
B25	集水D	2.30	0.98	1.47	
B26	集水B	2.10	1.50	0.80	
B27	集水B	2.10	1.47	0.80	
B28	集水B	2.10	1.50	0.80	
B29	集水B	2.10	1.46	0.80	
B30	集水D	2.10	0.88	1.37	
B31	集水D	2.10	0.83	1.42	
B32	集水D	2.10	0.80	1.45	
B33	集水D	2.10	0.72	1.53	
B34	集水D	2.10	0.64	1.61	
B35	集水D	2.10	0.63	1.62	管底0.56で既存桝に接続
B36	集水D	2.00	1.38	0.77	
B37	集水D	2.00	1.39	0.76	
B38	集水B	2.00	1.40	0.75	
B39	集水B	2.15	1.70	0.60	管底1.50で既存桝に接続

設計者						法適合確認欄	検証者	設計番号	特　記
一級建築士		一級建築士	一級建築士			設備設計一級建築士		17992	
第298249号		第386121号	第313839号			第62111号			
土生　達哉	山本　匡希	梅垣　大雅	高原　正行			浅山　明	外山　博文		

徳島県県土整備部営繕課

●工事名
R８営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事舗装

●図面名
外構計画図（４）

●図面番号
G－019

●縮尺 1/200(A1)
1/400(A3)

AZUSA SEKKEI Architects, Engineers & Consultants
株式会社 梓設計　関西支社
一級建築士事務所登録 大阪（ワ）第3234号

株式会社 宮建築設計
MIYA Architect's Office
一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号

GD1-1 路盤厚さ（車道）

施設区分	路床土の分類	アスファルト舗装 標準の場合	アスファルト舗装 平たん性の確保に配慮する必要がある場合	コンクリート舗装
A一般建物	Ⅰ CBR5以上	路盤T1=150 表層 50 路盤 150 路床	路盤T4=100 表層 基層 50 路盤 150 路床 30	
	Ⅱ CBR3×4			
	Ⅲ CBR2以下	路盤T2=250 表層 50 路盤 250 しゃ断層（路床土Ⅱのみ） 150 路床	路盤T5=150 表層 基層 50 路盤 150 しゃ断層（路床土Ⅱのみ） 150 路床 30	溶接金網 コンクリート版 150 路盤 150 しゃ断層（路床土Ⅱのみ） 150 路床
B特殊建物	Ⅰ CBR5以上			
	Ⅱ CBR3×4	路盤T3=350 表層 50 路盤 350 しゃ断層（路床土Ⅱのみ） 150 路床	路盤T6=250 表層 基層 50 路盤 250 しゃ断層（路床土Ⅱのみ） 150 路床 30	
	Ⅲ CBR2以下			

※路床までは別途工事

A9-0101

GD1-2 アスファルト舗装（車道） 1/20

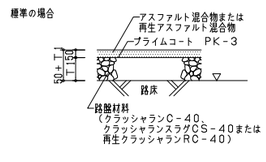

□ 路盤厚さTはGD1-1による。
□ 選定に当たっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「構内舗装・排水設計基準（平成13年版）」による。
□ 寒冷地については、凍土抑制層を必要に応じ設ける。

A9-0102

GD1-3 アスファルト舗装（車道20t車対応） 1/20

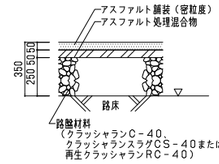

GD1-6 インターロッキングブロック舗装A（既設土間利用） 1/20

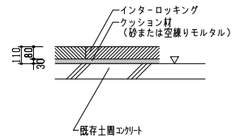

GD1-7 インターロッキングブロック舗装B（下地土間コンクリート） 1/20

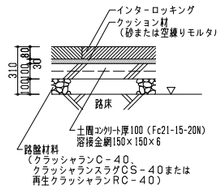

GD1-10 芝張り 1/20

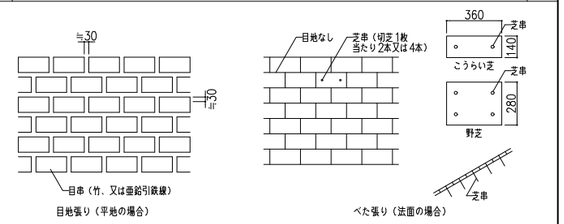

□ 目地の割合は、特記がなければ全面積の30%とする。
□ 指定目地をとり千鳥模様張りとする。
□ 芝付け後120kg程後のローラーで転圧し目地砂を9～12mmの
□ フルイで全面に平均して目土を与える。
□ 目土は山砂とする。
□ 傾斜地に芝を張る場合は芝片1枚につき4本の目串を打ち込む。

GD1-4 コンクリート舗装（車道） 1/20

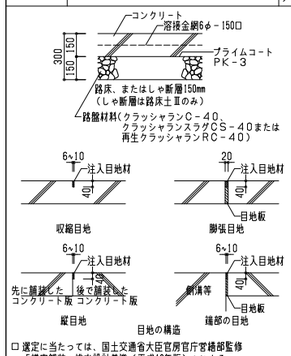

□ 選定に当たっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「構内舗装・排水設計基準（平成13年版）」による。
□ 寒冷地については、凍土抑制層を必要に応じ設ける。

A9-0104

GD1-5 カラー舗装（車道） 1/20

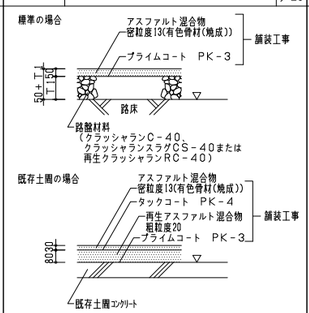

□ 路盤厚さTはGD1-1による。
□ 選定に当たっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「構内舗装・排水設計基準（平成13年版）」による。
□ 寒冷地については、凍土抑制層を必要に応じ設ける。

GD1-8 土系舗装 1/20

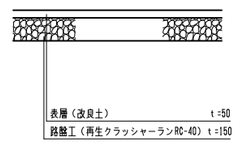

GD1-9 L型側溝 1/20

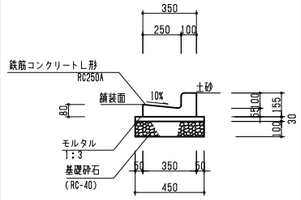

GD1-11 境界ブロック 1/20

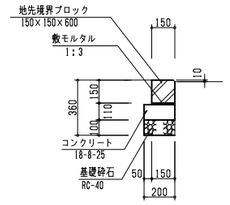

GD1-12 縁石ブロック 1/20

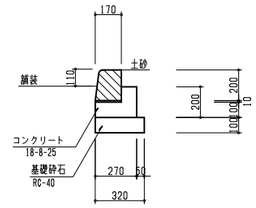

GD1-13 会所桝A 1/20

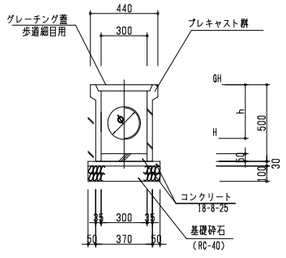

GD1-14 会所桝B 1/20

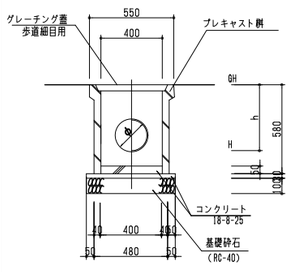

GD1-15 集水桝A（車道φ150用） 1/20

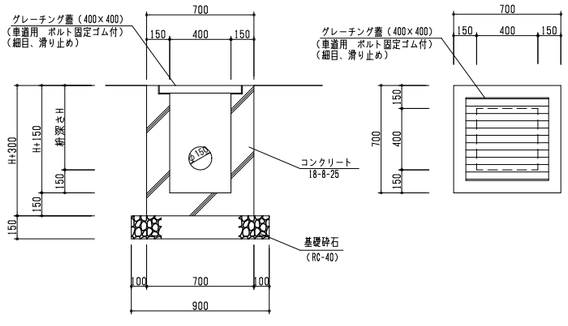

GD1-18 集水桝D（車道φ300用） 1/20

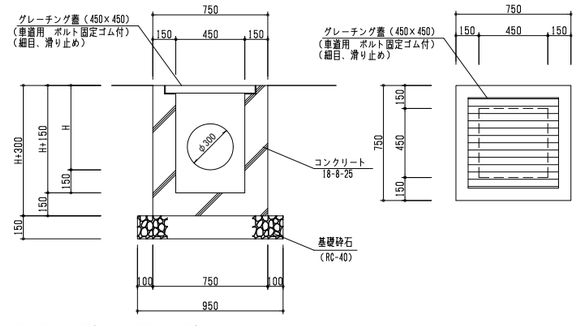

※H=300～600までは450角，H=610～1200までは600角とする

GD1-19 管渠（VUφ100,φ125,φ150,φ200） 1/20

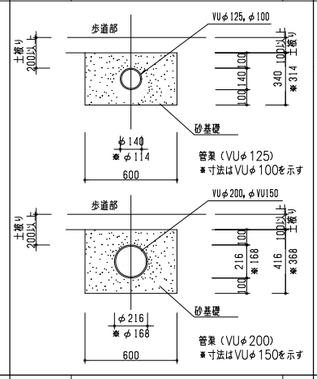

GD1-20 管渠（VUφ250,VUφ300,VUφ400） 1/20

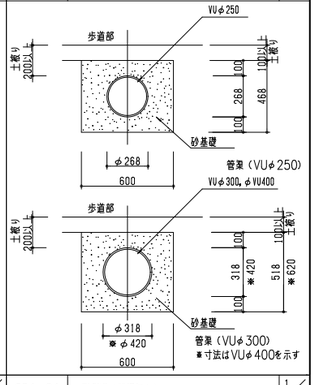

GD1-16 集水桝B（車道φ200用） 1/20

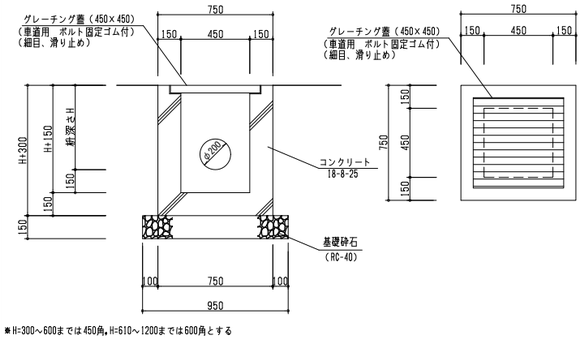

※H=300～600までは450角，H=610～1200までは600角とする

GD1-17 集水桝C（車道φ250用） 1/20

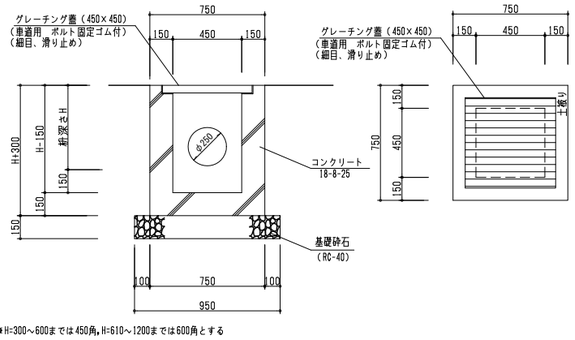

※H=300～600までは450角，H=610～1200までは600角とする

GD1-21 ツリーサークル廻り詳細 1/20

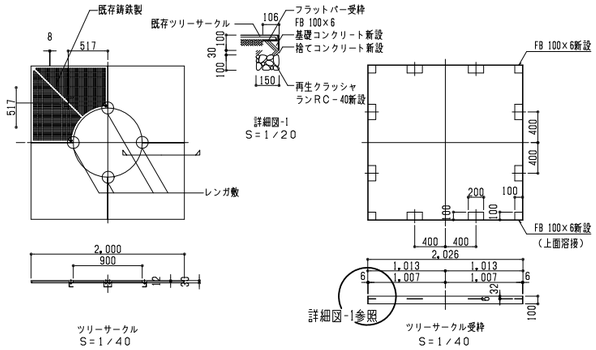

GD1-23 U形側溝 1/20

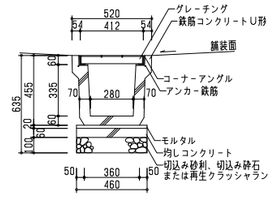

呼び名300Aの場合

A9-0307

GD1-24 U形側溝（現場打ち） 1/20

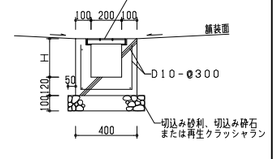

□ スチール製細目グレーチング T-6

A9-0308

設計者			法適合確認欄	検証者	設計番号
一級建築士 第298249号 土生 遠哉	山本 匡希	一級建築士 第386121号 梅垣 大雅	一級建築士 第313839号 高原 正行	設備設計一級建築士 第6211号 浅山 明	外山 博文	17992

特 記

徳島県県土整備部営繕課

●工事名 R8営繕 鳴門総合運動公園 鳴・海美 野球場改築工事舗装

●図面名 外構詳細図（1）

●図面番号 G－020

●縮尺 図示(A1) 図示/2(A3)

AZUSA SEKKEI Architects,Engineers & Consultants
株式会社 梓設計 関西支社
一級建築士事務所登録 大阪（ワ）第3234号

株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office
一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号

GD2-1 街灯基礎A型 H≦1.00m (1/20, 1/10)

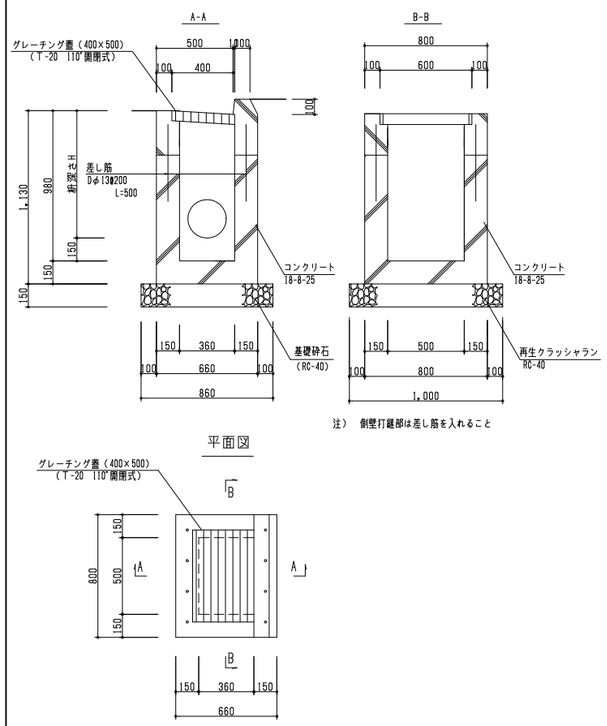

注） 側壁打継部は差し筋を入れること

GD2-2 仮置き場詳細 (1/20, 1/100)

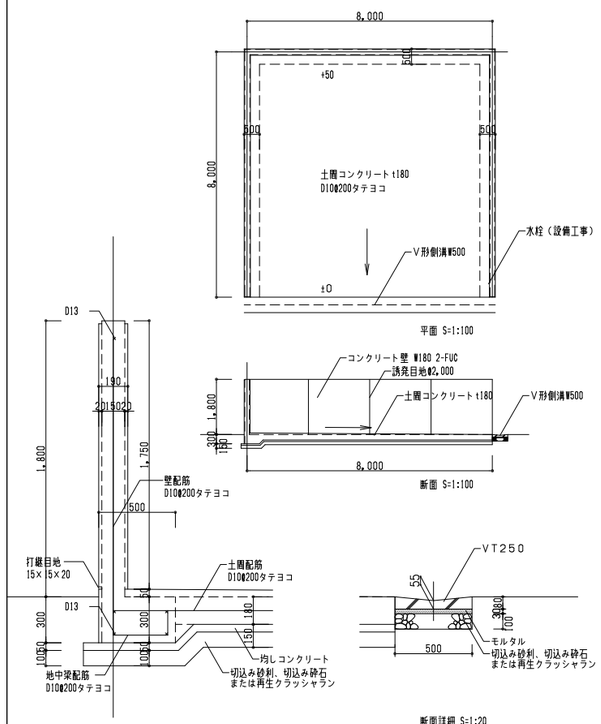

GD2-3 目隠しフェンス詳細 (1/20, 1/100)

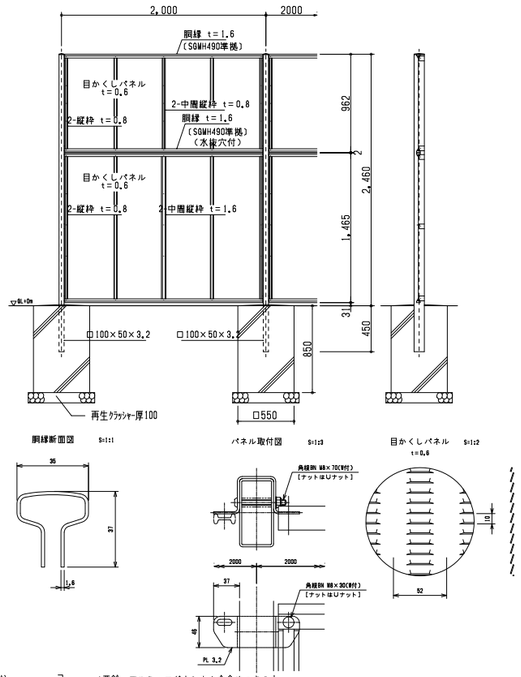

- 主　柱
  パネル取付金具類 ・・・ 亜鉛・アルミ・マグネシウム合金めっきの上高耐候性樹脂粉体塗装
- 目かくしパネル
- 胴　縁 ・・・ 亜鉛めっきの上高耐候性樹脂粉体塗装
- ボルト、ナット類 ・・・ 溶融亜鉛めっきの上防錆着色処理

GD2-4 目隠しフェンス扉詳細 (1/20, 1/10)

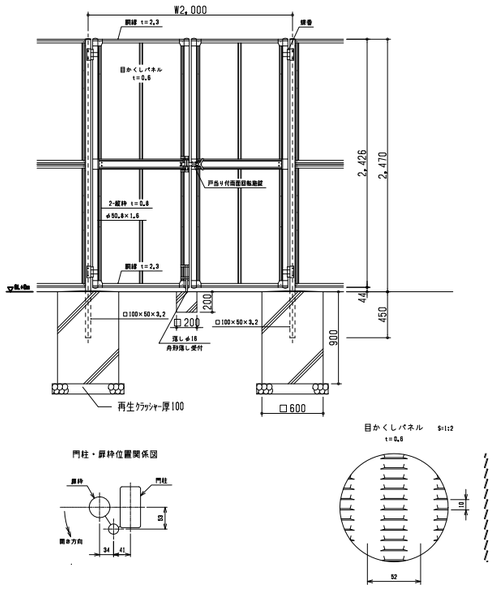

- 主　柱
  パネル取付金具類 ・・・ 亜鉛・アルミ・マグネシウム合金めっきの上高耐候性樹脂粉体塗装
- 目かくしパネル
- 胴　縁 ・・・ 亜鉛めっきの上高耐候性樹脂粉体塗装
- ボルト、ナット類 ・・・ 溶融亜鉛めっきの上防錆着色処理

GD2-5 照明柱（1）（2）メンテ階段 改修詳細 (1/20, 1/50)

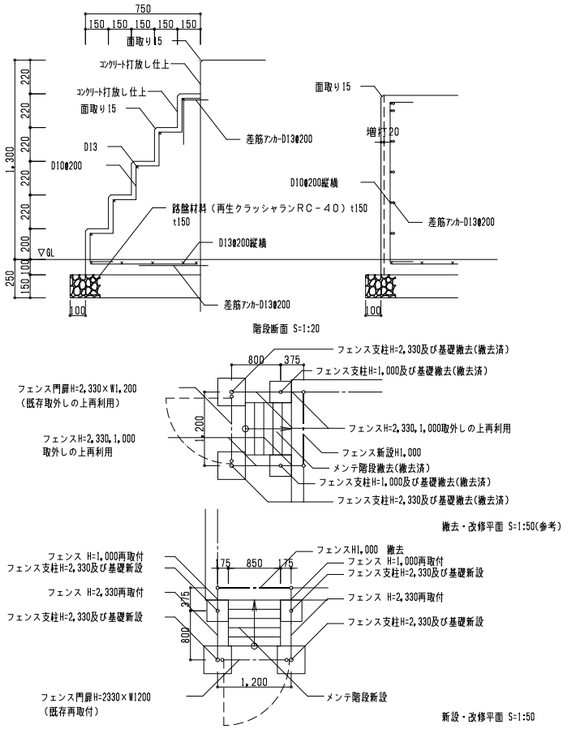

□ 照明柱（2）は照明柱（1）と左右反転した位置とする

GD2-6 照明練廻り詳細 フェンスH=1,000. 2,330. 門扉H=2,330 (1/30)

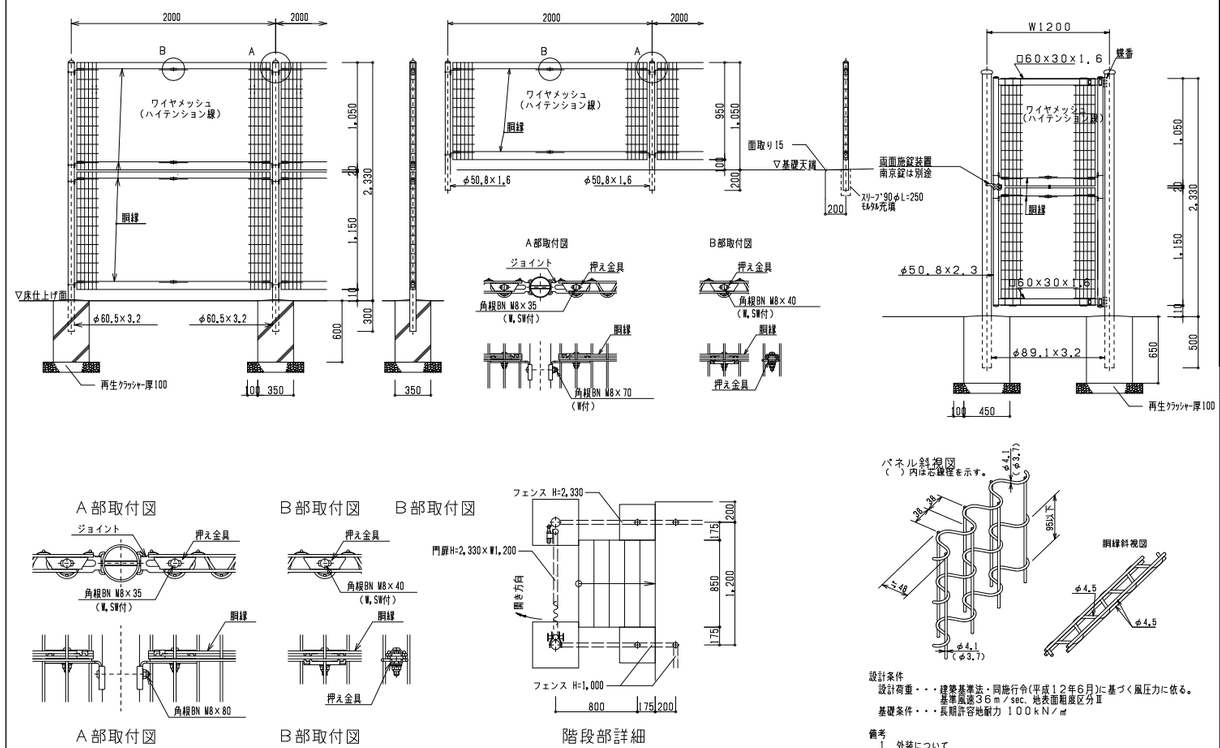

設計条件
設計荷重・・・建築基準法・同施行令(平成１２年６月)に基づく風圧力に依る。
基準風速36ｍ/sec. 地表面粗度区分Ⅲ
基礎条件・・・長期許容地耐力 100kN/㎡

備考
1. 外装について

GD2-7 誘導/注意喚起用床材 (1/20)

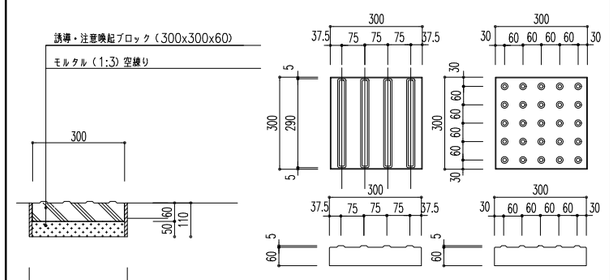

GD2-8 U形側溝(既製品) (1/20)

鉄筋コンクリートU形（JIS A 5305-94）

呼び名	寸法（mm） a	b	c	d	e	f	g	h
150	150	140	150	30	35	35	160	185
180	180	170	180	35	40	40	190	220
240	240	220	240	45	50	50	240	290
300 A	300	260	240	50	60	60	300	300
300 B			300					360
300 C			360					425
360 A	360	310	300		65	65	360	365
360 B			360					425
450	450	400	450	55	70	70	430	520
600	600	540	600	70	80	80	600	680

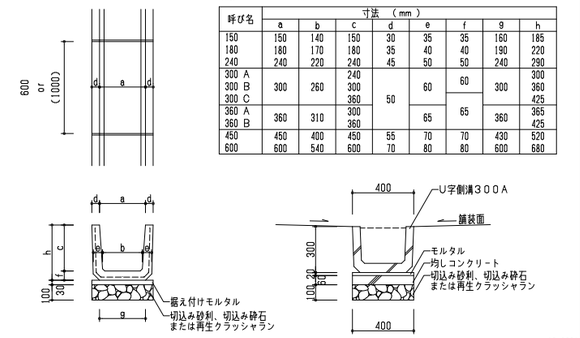

A9-0301

設計者						法適合確認欄	検証者	設計番号
一級建築士		一級建築士	一級建築士			設備設計一級建築士		17992
第298249号		第386121号	第313839号			第6211号		
土生　達哉	山本　匡希	梅垣　大雅	髙原　正行			浅山　明	外山　博文	

特　記

徳島県県土整備部営繕課

●工事名 R8営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 野球場改築工事舗装

●図面名 外構詳細図（２）

●図面番号 G－021

●縮尺 図示(A1) 図示/2(A3)

AZUSA SEKKEI Architects, Engineers & Consultants
株式会社 梓設計 関西支社
一級建築士事務所登録 大阪（ワ）第3234号

株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office
一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号

GD3-1 門扉A 詳細 1/10 1/20

平面図 S=1/20

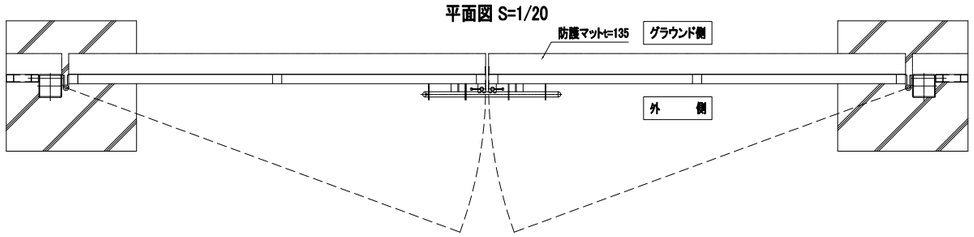

正面図 S=1/20

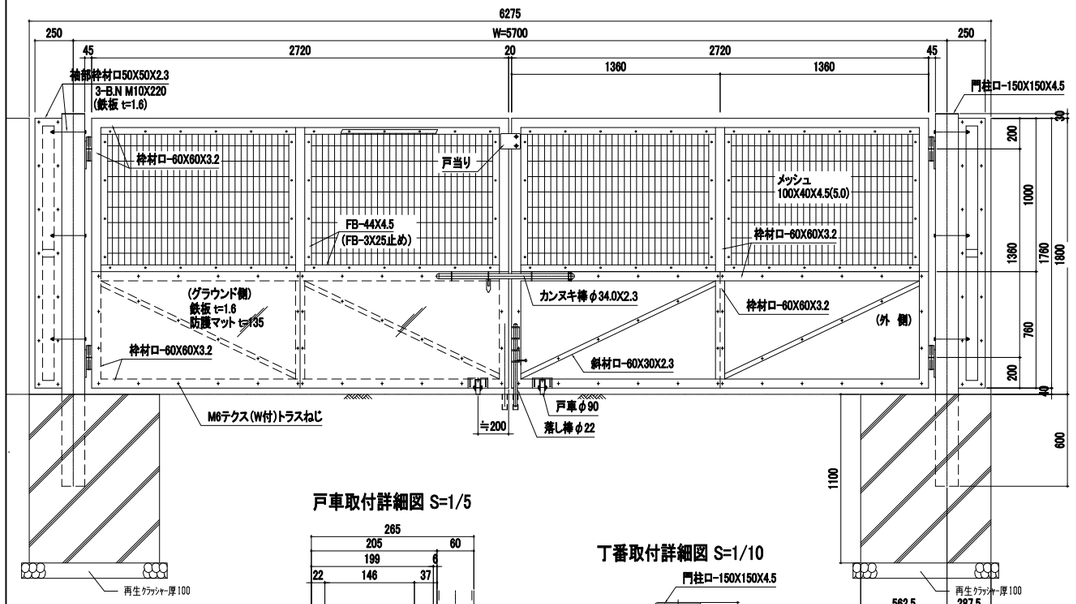

側面図 S=1/20

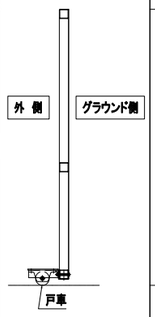

戸車取付詳細図 S=1/5

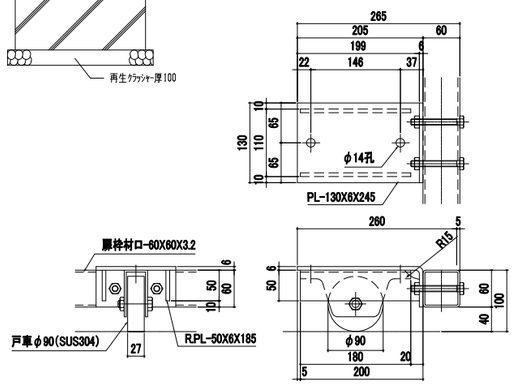

丁番取付詳細図 S=1/10

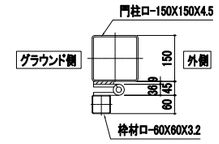

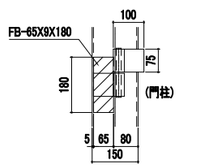

両開カンヌキ詳細図 S=1/10

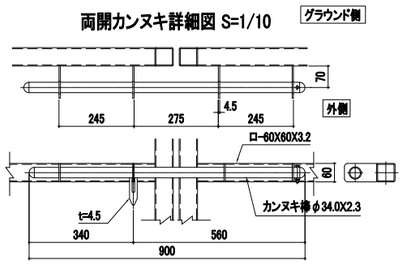

落し棒詳細図 S=1/10

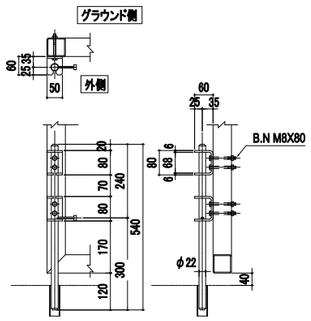

参考図

本図はレフト側の場合を示す。
ライト側の場合は本図と対称とする。

GD3-2 門扉B 詳細 1/10 1/20

平面図 S=1/20

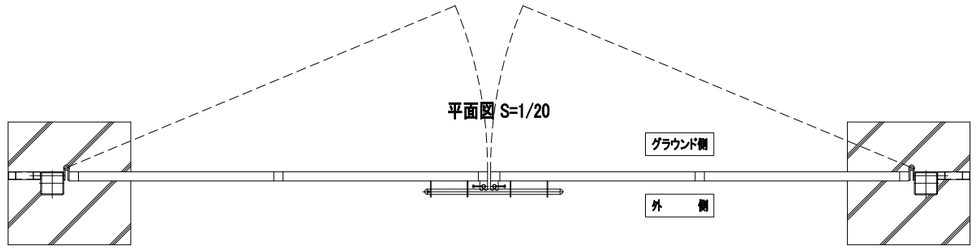

正面図 S=1/20

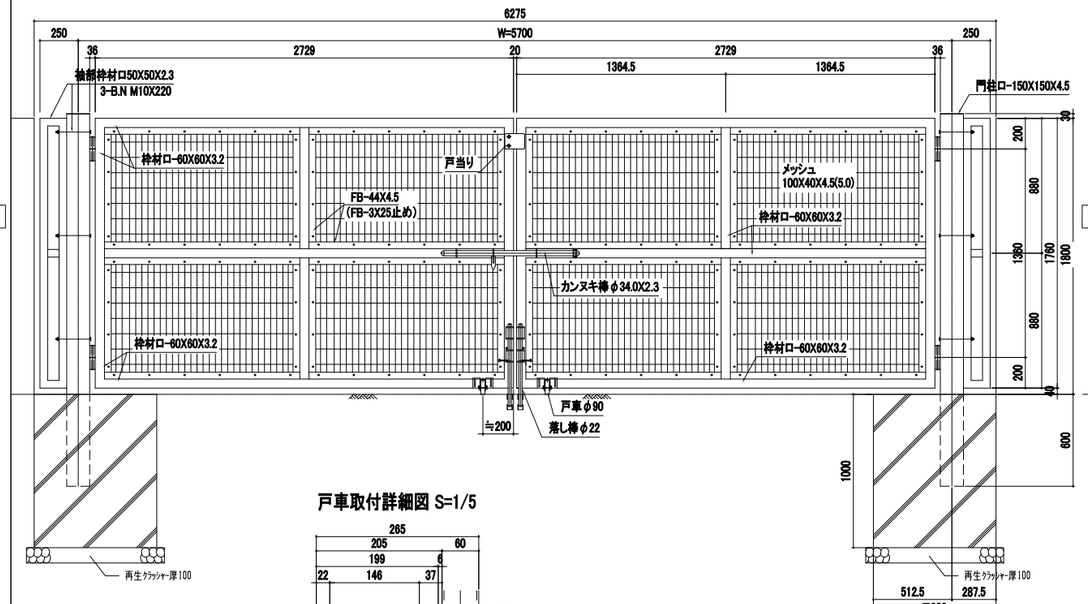

側面図 S=1/20

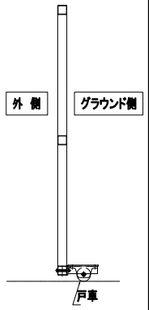

戸車取付詳細図 S=1/5

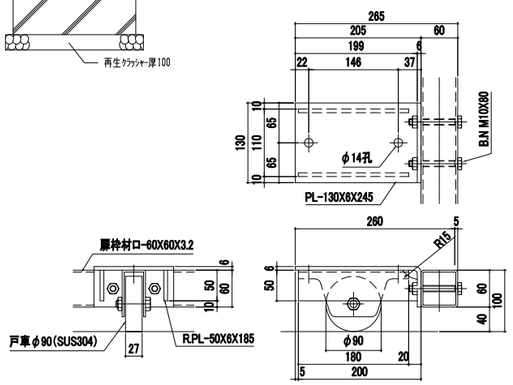

両開カンヌキ詳細図 S=1/10

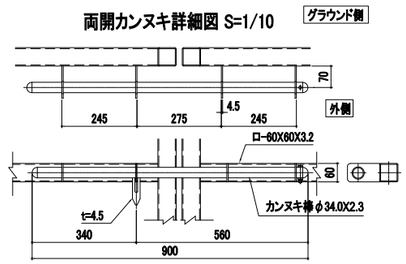

落し棒詳細図 S=1/10

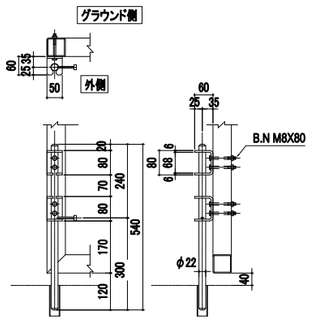

参考図

本図はレフト側の場合を示す。
ライト側の場合は本図と対称とする。

設計者				法適合確認欄	検証者	設計番号	特 記
一級建築士	一級建築士	一級建築士		設備設計一級建築士		17992	
第298249号	第386121号	第313839号		第6211号			
土生 遠哉 山本 匡希	梅垣 大雅	高原 正行		浅山 明	外山 博文		

徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R8営繕 鳴門総合運動公園 鳴・潮美 野球場改築工事舗装	●図面番号 G－022	AZUSA SEKKEI Architects,Engineers & Consultants 株式会社 梓設計 関西支社 一級建築士事務所登録 大阪(ワ)第3234号
	●図面名 外構詳細図（3）	●縮尺 図示(A1) 図示/2(A3)	株式会社 宮建築設計 MIYA Architect's Office 一級建築士事務所登録 徳島県知事登録第11050号